

テーションのサービス、教育を受ける機会がなかった知的障害者には数学や国語の教室、言語障害のある利用者にはPCを通したコミュニケーション技能を教える学習教室を定期的実施。言語障害のあるイスラム教徒の少女はPCを用いて父親とコミュニケーションが取れるようになり、親子関係の改善につながった。

【意見交換のポイント】

- ・ 利用者の能力のアセスメント
施設独自のアセスメントシートを用い、「リスク・アセスメント」評価をサービス利用初日に実施。紹介先からアセスメント情報が提供される場合も同法人の独自シートにて評価する。
- ・ 様々な障害を持つ人が利用する効果
特定の障害だけを対象とする施設は、社会から隔離された場所という印象を与えるが、障害種別に関係なく、様々な人が利用できる当センターは、社会の一部として認められている。社会に受け入れられる安心感や自信を持てる。

訪問先	ザ・フェッド
訪問日	10月16日(金)
面会者	ジェラルディン・デ・モーリン 理事長 グウィン・チャンドルウィス コミュニティ・リンク専門員 ライン・トーマス 障害に対する理解促進トレーナー マンディ・クランデイル プログラム・ファシリテーター
住所	Montague House, Montague Place Somerset St, Brighton BN2 1JE
電話番号	(44)-1273-894040
URL	http://www.thefedonline.org.uk

機関の紹介：

ブライトン地区を中心に活動する自立生活を支援する当事者中心のチャリティ団体であり、社会企業としての側面を持つ。ブライトン市役所と継続的に契約を結び、障害者へのサービス提供を行う。また、チャリティ活動による増収を図り、設備の充実や社会福祉に再投資する。有給職員35名、ボランティア約100名。

相談センターの運営やパーソナル・ペイメントの相談や申請窓口サービスを提供する。地域の消防隊員や救急隊員、警察官、ソーシャルワーカーなどが出席する情報交換や意見交換の機会を設け、地域連携を図るハブ・ミーティングを主催。障害者と接する機会が少ない人を対象とした障害への理解を促進するワークショップを実施。

・ 就労支援

身体障害者や知的障害者を対象に、パイロット事業として週1回、全6回の就労支援コースを実施。精神障害者の就職支援も行う。過去に就労経験がある人には再就職を目指した支援をする。指導内容は、1. タイピング、2. 履歴書の書き方、3. 面接の受け方、4. 仕事をしながら健康を維持する方法等。ボランティア活動や企業での実習も行う。23名の受講者のうち、有給の就労5名、ボランティア8名、企業実習(社員登用制度あり)2名。週に1度、労働年金省にて情報交換を行う。利用者を中心に考え、就労支援コースの受講者が希望する仕事を見つけるための支援をする。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ リンク・バック
2015年5月から自治体のモデル事業として、高齢者への臨床コミュニティサービスの試験的調査研究を実施した。これまで退院後の生活指導は入院期間中に行っていたが、退院1週間後以降に実施することにした。退院前に病院内で全体会議を開き、対象者を決定する。フェッドや医療機関が会議の発起者となる。作業療法士、理学療法士、看護師、ソーシャルワーカーなどアセスメントチームが対象者の自宅を訪問し、ニーズ評価する。対象は80歳以上の独居高齢者も含まれる。評価に基づき、サポートプランの紹介やアクションプランを作成する。100名の高齢者と面接し、80名から同意を得たが、実施人数は27名。病院からの評価は高く、他団体と連携して、地域で利用可能なサービスや対象者のニーズを把握でき、対象者の利益につながっている。

・ 障害理解促進ワークショップ

簡単なクイズやワークを含む精神の健康についての講義を通じ、精神疾患や障害者への偏見、差別をなくす教育を行う。

【意見交換のポイント】

- ・ 就労訓練者への支援：
面接・雇用担当者は就労希望者の意欲や明るさ、笑顔を見て、採用を決めることが多い。始まったばかりのプログラムのため、好事例はまだないが、問題が生じれば、早急に対処できるようにしている。

訪問先	ステイ・アップ・レイト
訪問日	10月16日(金)
面会者	ケイト・オグデン ギグ・パディコーディネーター ダニエル・ランドール・ネイソン 理事
住所	9 Russell Place, Brighton, BN1 2RG
電話番号	(44)-1273-468168
URL	www.stayuplate.org

機関の紹介：

ステイ・アップ・レイトは、「知的障害者も何時に寝るかは自分自身で決めるべきであり、自分らしく生きるための選択を自分自身で行うべきである」を理念に、パンクバンド「ヘビー・ロード(Heavy Load)」の当事者メンバーが始めたチャリティ団体。ボランティアと寄付、関連グッズの販売収益で事業を運営する。主な活動は以下のとおり。

- ・ キャンペーンの実施
- ・ トレーニング・プログラムの実施
- ・ 知的障害者が自らの権利を理解できるように支援
- ・ ギグ・パディ・ボランティア・サービスの運営
- ・ 世界中の知的障害者が行う音楽を世界中の人々に紹介するプロジェクト
- ・ イベント「キス・マイ・ディスコ」の開催

知的障害者は英国に約140万人いると言われ、知的障害者の47%が家で過ごし、51%が寂しいと感じ、64%が友達と会うことができないという研究報告がある。そのためには、支援、地域社会と安全、信頼と意欲、が必要となる。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ ギグ・パディ
知的障害者と障害のないボランティアをペアにし、ギグ(演奏会)やその他のイベントと一緒に出かけ、ライ

ブミュージックや飲み会など利用者が夢中になれることを共有し、新しい仲間づくりを行う。パディ候補者は申請書に記載をし、申し込む。記載内容を確認し、興味や好きな音楽やミュージシャンなどを考慮してマッチングを行う。継続して活動できるように団体がサポートする。

- ・ 2015年10月時点で、60組のギグ・パディが約600のイベントに参加した。本プロジェクトに興味を持つ人や企業も増え、ビール会社IPAの総会で配布されるビール瓶に団体のロゴを入れる等の広報協力の実績がある。海外にも本プロジェクトの輪が広がっている。

【意見交換のポイント】

- ・ 性の問題や男女交際の支援
夜の余暇支援で最もニーズが多い。団体が行う独自の研修を受けパディになる。研修で支援について学び、友達や仲間としてアドバイスを与えることもある。事務局に相談しやすい体制となっている。
- ・ パディの支援基準もしくは責任の所在
ボランティアの申し込みがあった時点でスクリーニングを行う。事故防止のために研修を実施し、どこにどのような危険があるか指導する。ギグに参加する場合、ボランティア・パディのアルコール摂取は禁止するなどのルールを設け、安全にプログラムが実施できるようにしている。ボランティアの飲料代は団体が負担。

訪問先	インクルーシブ教育連盟
訪問日	10月19日(月)
面会者	タラ・フラッド 理事長
住所	336 Brixton Road, London SW9 7AA
電話番号	(44)-20-7737-6030
URL	http://www.allfie.org.uk/

機関の紹介：

タラ・フラッド氏は、肢体不自由の当事者で英国の特別支援学校を卒業。自身の受けた教育が望むものではなかった経験から、全ての障害児が一般の学校で学ぶことを目指してインクルーシブ教育を推進する団体を設立。

全ての障害者は、健常者と同じように全ての教育を受ける権利がある、全ての子どもたちは、必要な支援を受ける権利がある、という二つの権利を広く社会に訴える活動を行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 特別支援教育の変遷

1981年の「教育法」により、障害児も一般の学校での教育対象に含めると定められた。2001年の特別教育法と障害者法、2014年の子供・家族法で対象者のニーズが多様化。違反した際の罰則はない。40年前に比べるとかなり改善されたが、一般の学校の教育はニーズに対応した教育とは言いがたい。

政権交代後、国の予算削減の影響を受け、十分な支援が受けられない傾向にある。2015年より、連続の評価から年に1度の試験による評価に変更。試験日の体調により1年間の評価が左右され、不公平感が残る。

ここ数年は、特別支援学校に就学する児童・生徒数が、若干増加傾向。

【意見交換のポイント】

・ タラ氏の障害に対する考え

障害は特別なものではない。当事者が経験したことは、一般的に皆が経験したことと変わらない。ニーズに合わせた支援は必要で、「特別」と見ること自体が間違っている。

一般の学校は個人のニーズではなく、カリキュラムに基づいた教育を実施している。個人の能力とは関係なく教育が行われている。学校教育では、個別の合理的配慮が必要。アイスランドでは、1クラス60名に対して専門的スキルを持つ10名の教師が行う教育プログラム事例がある。

・ 就労教育への考え方

英国では、1980年代に見習い制度がなくなったが、10年前から見直され再導入された。研修は障害の有無にかかわらず行うべき。

訪問先	ヘッドウェイ・イースト・ロンドン
訪問日	10月19日(月)
面会者	ミリアム・ランツバリー 施設長 ベン・グラハム 開発部長 ナターシャ・ロックヤー 療法リーダー及び地域支援ワーカーサービスマネジャー ローラ ボランティア オリ ボランティア マーサン メンバー(利用者) フレディ メンバー(利用者)
住所	Timber Wharf 238-240 Kingsland Road, London E2 8AX
電話番号	(44)-20-7749-7790
URL	http://www.headwayeastlondon.org/

機関の紹介：

ロンドン北東部で、病気や事故による脳損傷者への支援を行うチャリティ団体として1997年に創設。脳損傷者が評価され、尊敬され、可能性が引き出され、自分らしい活動的な人生を送れる社会づくりを目標とする。週5日サービスを提供しており、週に1～2日通うメンバー(利用者)が140名ほどいる。過去数年にわたり、寄付やイベントにより財政確保を行い、サービスを提供している。コミュニティ支援活動、ケースワーク(アドバイスやアドボカシー)、家族支援サービス、若者との活動、神経セラピーサービス、様々な職業プロジェクトを実施。アートスタジオ、作文プログラム、ボランティアやスタッフ等の食事を作るクッキング・プログラムを行う。様々な原因による複雑で広範囲なニーズや希望に合わせたサービスを考え、提供する。「自分の人生」であると納得し、自立して人生を自分で決めることができるように支援している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 作業療法士や理学療法士、心理士スタッフもあり、予約制で個別対応を行っている。

・ 作業プログラムはメンバーが自由に選択し、参加する。何もしないという選択肢もある。休憩のタイミングも自由。長期入院していた人が病院を思い出さないような施設の環境作りを行う。

・ 美術活動は週40名が参加。専門のスタッフが担当し、利用者が制作するものをサポートする。一人で作る人もいれば、複数名で作る人もいる。アートは複数で一緒に作ることができるのが利点。

・ 障害を認知し理解したプロセス、家族との関わりや仕事、生活の変化等、スタッフが言葉を引き出す手法を駆使して、4名の脳外傷者から直接話を聞いた。

【意見交換のポイント】

・ 英国では障害者雇用をした企業への助成金はないため、障害者が仕事を得ることが難しい。

・ ヘッドウェイとNHSの関わり：地区によりNHSのサービス内容、関わりが異なるが、利用者から利用相談が直接ヘッドウェイに入ることもある。全てをヘッドウェイに任せて連携しないNHSスタッフもいる。NHSが退院後のフォローアップをしない場合は、当事者や病院スタッフから利用相談を受けることもある。

障害者の意思決定を尊重した英国の障害者福祉の概要と 実際に学び、日本の障害者福祉について考える

団長 木下 大生

1. はじめに

英国は1942年ベバリッジ報告で提唱された「ゆりかごから墓場まで」のスローガンの下に福祉国家体制を確立し、その後福祉国家として世界をリードしてきた国である。また、障害の捉え方は医学モデルから社会モデルへと世界的な転換が図られたが、その社会モデルの発祥国でもある。障害者政策はこの社会モデルに立脚し設計、展開されており、本人を主体としたサービス提供システムが運用されている。

近年の障害者福祉政策では、2005年に「意思能力法」を制定し、国連障害者権利条約(以下、権利条約)に先駆けて意思決定支援を導入したこと、権利条約については、日本より5年早い2009年に批准しており、その取組状況について2016年に国連への報告を控え、これまで以上に障害者の社会参加を促進する取組を進めている状況にある。

一方、2010年よりキャメロン首相の保守党・自由民主党の連立政権が成立し、「Big Society(大きな社会)」という新たな社会の方向付けが示され、地域における自主的な活動が奨励される反面、社会保障費の緊縮が行われている。

このように、福祉国家をリードしてきた側面を持ちながら、緊縮財政と地域連携の拡大という新たな局面に立たされている英国は、権利条約を批准したばかりで種々揺れている日本の障害者福祉政策において多くのヒントを得られることが期待できる国である。

私個人に引き付けると、現在テーマとする認知症特性を有する知的障害者の支援の研究において、2009年頃よりパーミンガム大学や英国心理学協会などと接点を持ってきた思い入れの深い国である。

2. 2015年度団テーマと参加青年の個人テーマ

本年度の英国派遣団は、7名の青年が選抜された。職種の内訳は、作業療法士3名、特別支援学校教諭1名、精神保健福祉士1名、障害者支援施設支援員1名、法人等運営者1名と幅広い職種の構成となった。

研修も例年どおり6月に事前研修が開催され、日本と派遣先の福祉政策の特徴を講義を通じて学び、派遣青年それぞれの専門や関心を摺り合わせ、派遣団テーマ、また個人として学ぶことを明確にするためテーマを決定した。

まず、尾上浩二氏(内閣府・障害者制度改革担当室政策企画調査官)と小川喜道氏(神奈川工科大学教授)から講義を受けた。尾上氏からは、権利条約の批准過程と内容、また権利条約批准過程において重要な位置付けに

あった障害者基本法、障害者総合支援法の概要、第3次障害者基本計画の概要及び2016年より施行される障害者差別解消法の概要について学んだ。小川氏からは、英国の障害者福祉制度について講義が行われた。内容は日本と英国の障害者福祉制度の違い、英国の障害者福祉制度についてであった。具体的には、英国の障害者サービス支給決定の方法は社会モデルに基づいているが、日本は医学モデルでありその具体的な違いを軸にしながら、英国独自のパーソナル・アシスタンス、ダイレクト・ペイメントなどの制度について説明を受けた。

二つの講義内容を踏まえ、団テーマ、また個人テーマ設定の作業に着手したが、先に見たとおり職種が多様な参加青年であり、日頃の関心や直接的な支援の関わり方が一様ではなかった。そのため団テーマを決定するため各々の仕事の紹介や専門性、関心などを出し合いながら共通項を探る作業の繰り返しとなった。

結果、キーワードとしてまず挙げられたのが「社会モデル」であった。また、日本では現在その方法論について検討課題となっている「意思決定支援」、さらにそれぞれの仕事の内容に引き付けた「インクルーシブ教育」、「地域生活」、「企業の取組・就労支援」が浮かび上がってきた。英国は、先にも述べたように障害者支援を考える上で基盤となっている「社会モデル」の発祥の地であることから、この「社会モデル」の概念を下敷きにし、その上で権利条約の内容、特に意思決定支援を意識した団テーマにする方針が決まり、少しずつ形になっていった。結果、以下のように設定され、各団員の間で共有された。

団テーマ

「英国における社会モデルを基盤とした地域連携の具体的な取組を学び、日本で多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる地域モデルを提言するとともに各地で実践する」

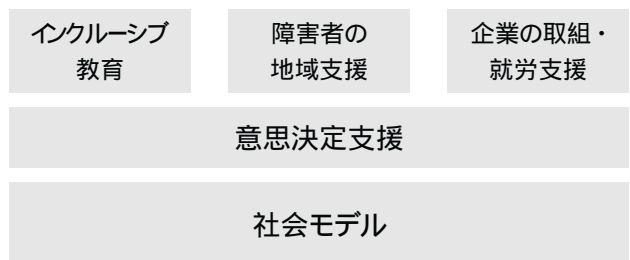


図1. 団と各個人のテーマを合わせたイメージ図

個人テーマ

個人テーマを踏まえながら、各団員の確固とした個人テーマを設定するため、8月に1泊2日、9月に1日集まり、

各団員の課題意識を自身でまとめ報告し合う工程を踏んだ結果、以下のテーマにまとまった。

青木 明子	英国における見えない障害を持つ方へのアウトリーチや地域連携の方法を学び、日本の高次脳機能障害者への地域生活支援の展開に向けて作業療法士の立場から発信し、実践に移す
岩橋 正悟	インクルーシブ教育の実践においてソーシャルワーカーが果たすべき具体的な役割を学び、日本での実現に向けて、探求・整理し発信する
坂上 則子	パーソナリティ障害者に対する地域における支援方法を学び、日本でその必要性を発信するとともに、地域支援の実現を目指す
瀬戸山 寛	英国研修を通し、日本の精神障害者が地域で生活できる未来をつくる
林 美佳	英国におけるインクルーシブ教育の理念と仕組みを学び、肢体不自由の児童生徒主体的な地域生活の実現を目指す
松崎 理佐	脳損傷者の患者や家族の通院、外出を含めた地域生活支援のヒントを学ぶ
和田 訓昌	英国の障害者雇用の企業の取組、就労支援について学ぶ
木下 大生	英国における本人主体の意思決定支援の実際を学び、今後の日本の意思決定支援の在り方について提言をする

3. 日本の障害者福祉施策の現状

ここでは日本の障害者施策の現状を概観し課題を整理する。周知のとおり、日本は権利条約に、2009年に署名し、2014年に批准した。この批准は、日本の障害者施策を権利条約に即した内容にすることを意味する。また、条約に批准したことにより国内外から権利条約の内容に即した国内法になっているか監視され、さらに定期的に国連に取組状況を報告することとされている。

権利条約の批准に向けて、国内法の整備を行ってきたが現在もその最中にある。内容を概観しておく、まず2011年の「障害者基本法」が改正された。法の目的規定に共生社会の実現を目指すことが明記され、第3条では、「地域社会における共生等」においては、参加の機会の確保や生活の場の選択の機会など、また第4条においては差別の禁止の条項について新たに設けられ、さらに合理的配慮についても触れられるなど、権利条約にかなう改正内容となっている。また2013年度～2017年度までの第3次障害者基本計画においては、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調が基本原則とされている。

他にも2011年成立の「障害者虐待防止法」や2013年の「障害者差別解消法」などの新たな法律が権利条約の内容に合わせて整備されてきている。ただし、法律が整備されたから、権利条約で求められている内容にすぐに即した社会となるかという点必ずしもそうではなく、例えば合理的配慮や意思決定支援の具体的な実践方法などについては、現在も内閣府を中心として検討している途上である。以上のように、現在の日本の障害者施策は権利条約を中心に動いている。

なお、今回の派遣では、英国の意思決定支援の方法に

着目することに価値があると考えた。その理由は、英国では権利条約に先立ち、2005年に障害者の意思決定支援について定めた「意思能力法」を制定している。意思決定支援は障害者権利条約第23条において国や地方公共団体に対して障害者や成年後見制度の利用の際に意思決定に配慮することが求められているが、日本では意思決定支援の在り方が国の審議会等で検討されているものの、その方法論の確立について方向性が見えていない。そのため、個人テーマを意思決定支援に引き付けた内容とした。

4. 「大きな社会」の方向性と福祉サービスへの影響

制度等の詳細を見る前に現在の英国の国全体の状況を確認したい。2010年に保守・自民党との連立政権として発足したキャメロン政権は、「大きな社会」の構築を掲げ、その実現に向けて政策が展開している。「大きな社会」とは、地方自治体やボランティアセクターなどに権限を委譲し、地域における協働体制を強固にしながらか社会的課題、すなわち貧困や失業などを緩和・解決していこうとするものである。また、これには教育と英国国営保健サービス(NHS)など一部の分野を除いた全ての分野において緊縮財政を敷くことも併せて行われている。これは福祉サービスにおいても同様であり、保健省からの情報によると、保健医療のNHSの予算が1150億ポンドである一方で、福祉サービスのソーシャルケア予算はその10分の1の150億ポンドに過ぎず、またここからの削減も検討されている最中である。

この「大きな社会」を構築するために、政府は五つの要素、すなわち、地域への権限の移譲、地域で住民が活動的な役割を担えるような支援、中央政府から地

方自治体への権限移譲、 ボランティアセクター(協同組合、中間支援組織、チャリティ、社会的企業)の支援、

政府データの開示、を掲げているⁱ。ただし、 で挙げられているいわゆるボランティアセクターに対しても緊縮財政が図られている。今回の訪問先であった全国ボランティア団体協議会(NCVO)や、ザ・フェッドなどの中間支援組織やチャリティ団体からも、運営資金が年々厳しくなっており、これまでどおりの運営方法では立ちいかなくなるため、自分たちで資金を生み出していく方法を模索しなければならない、という声が聞かれた。

以上、英国の現在の政策の方向性と福祉政策を大づかみにすると、まず財政緊縮が基盤にあり様々な分野で財政が削減される中で、地域に権限を委譲し地域の中の社会資源のつながりをこれまで以上に増加し、強固にすることで社会的課題への対応力を高め、課題の緩和・解決を図っていくことを目指している。これは、訪英前の講義や自主研究などから理解していたが、各省庁やチャリティ団体から話を直接聞くことで、より具体的な現状を把握することができた。

5. 英国の障害施策の特徴 訪問機関・施設から得た情報を基に

訪問機関・施設から得た情報を基に、英国の障害者施策を整理していく。まず英国の障害者福祉施策の考え方であるが、大別すると3点ある。1)可能な限り地域で自立した生活を実現とするリハビリテーションとパーソナライゼーションの考え方を基本とすること、2)生活費を補助するための一般的な給付である個人自立手当、参加手当、雇用補助手当など多様な個人給付が存在すること、3)地方自治体が中心となり、NHS、教育機関、ボランティア団体等と連携しながら、デイケア、ホームヘルプサービス、施設、給食、補装具の支給、住宅改造、職業訓練等の多岐にわたるサービスを提供し、地方自治体のサービスをチャリティ団体が補完していることⁱⁱ、である。以下に今回の訪問機関・施設から得た情報から六つのトピックに焦点化して内容をみていきたい。

1)パーソナライゼーション

英国では、パーソナライゼーションの考え方が障害者福祉に限らず高齢者福祉などにおいても取り入れられている。パーソナライゼーションは、直訳すると「個別化する」という意味であるが、福祉サービスの文脈に当てはめると、支援を必要とする人に対して個人のニーズや希望に即したサービスを提供すること、また自らサポートの内容を



選択し、その予算を自ら管理していくといった意味で使われる。つまり、「自分のことは自分で決める」という本人主導の福祉サービスを実現している。また、本人を中心に据え、本人の意思や希望を基に支援を組み立てていくパーソン・セントアド・アプローチも英国の発祥であり、パーソナライゼーションの視点が醸成され、深まっているといえよう。

この理念の具現化を支えているのが、支援を必要とする人の生活上で必要とされる支援量から算出されるパーソナル・バジェット、サービスを購入するのに必要な費用を自身の好きなサービスを購入できるよう現金で給付されるコミュニティケアの現金給付方式であるダイレクト・ペイメント、また施設から地域に出て生活をする際に必要な人材を得るための制度であるパーソナル・アシスタンスである。

2)個人給付などの手当て

パーソナル・バジェットについてももう少し踏み込んで説明したい。障害者が本人の希望する生活が送れるよう本人の意向やニーズを調査し、個人に合わせた予算を組み、その予算範囲内で支援を行うものである。つまりサービスにどう本人を適合させるか、というよくある福祉サービス供給の観点からの制度ではなく、本人の生活ニーズを積み上げて、そこから必要なサービスの量を割り出そうとするものである。

本人を主体に組まれたパーソナル・バジェットにおいて、本人が主体となって自身の生活に必要なサービスを直接購入できるようにしたのがダイレクト・ペイメントである。この方式は、1996年の「コミュニティケア法」で制定されたもので、支援が必要な人に対してそのニーズを満たすために必要と査定された金額が本人に対して支払われるコミュニティケアの現金給付制度である。なお、パーソナル・バジェットは2015年8月から受給をするに当たり、これまで以上に厳しい審査を受けることになった。またこれまで、パーソナル・バジェットをダイレクト・ペイメントとして受給する場合、現金支給であったが、プリペイドカード方式が導入された(ブライトンにあるチャリティ団体、ザ・フェッドから得た情報であり、英国全土のものであるかは未確認)。また、事前に計画されるサポートプラン以外のものを購入する際は、パーソナル・バジェットを管理している自治体の判断で購入を差し止めることができることになった。この方式の導入により、自己決定に制限がかかることになり、またコントロールされているようだ、と利用者からの抵抗感が大きいという情報も得ることができた。

3)パーソナル・アシスタンス

1990年に「国営保健サービス及びコミュニティケア法」が成立したことにより、各自治体が脱施設化・地域生活

の促進を図るため、社会復帰関連施設が整備された。これにより、いわゆる大型施設から地域での生活へ脱施設化が進められており障害者が施設ではなく地域の中で生活することが促進されてきている。

地域で生活する方法は、自宅で家族と、一人暮らし、グループホームなど多様であるが、その多様な地域生活を支える制度の一つがパーソナル・アシスタンスである。これは、ダイレクト・ペイメントにより支給された現金から、自らがパーソナル・アシスタント(PA)という支援者を雇うものである。面識がなかったり、気の合わない支援者から身辺介助などを受けることへの抵抗感から、今回訪問したレオナルド・チェシャー・ディスアビリティ地域リソースセンターのホーム住人二人のアイディアから生まれた制度である。

地域生活において支援者が必要な人は、ダイレクト・ペイメントからPAを雇い、必要な日常生活における支援を受ける。それが1人の場合や必要があれば複数人雇用することができる。なお、雇用から除外される関係(例:配偶者、親、子供、兄弟姉妹など)も定められている。

一方、PAには特段資格などは設けられていないため、以前は日常生活支援の範囲の支援内容を求められることが多かったが、最近は利用者のニーズが専門化、複雑化してきており、PAに求められる知識や技術も向上し、賃金との不均衡からPAがなかなか見つからない、という課題も生じている。

4)チャリティ団体と行政の協働について

個人を支えるサービスを中心に提供しているのが行政とチャリティ団体である。英国の福祉施策は行政とチャリティ団体とが連携・協働して行っているところも、大きな特徴の一つであると言える。

チャリティ団体とは、政府やビジネスから独立していること、資金支援者に対して利益配分をしないこと、会員に限らず広く一般に利益をもたらすこと、教会や宗教団体ではないこと、の四つの条件に当てはまる団体である。日本に置き換えると、社会福祉法人や特定非営利活動法人(NPO法人)と捉えるのが適当と考えられる。

英国には、政府とボランティア分野の役割分担を記した協定である「コンパクト」がある。これは政府が民間団体と効果的に協働することの重要性が認められ、政府とボランティア団体が協働する5原則が掲げられ、1998年に締結された。コンパクトには法的な拘束力はなく、ガイダンス的な位置づけだが、民間団体と地域社会をつなぐための良いガイドラインになっている。現在官庁の中心に据えられている市民社会庁には四つの主たる領域があるが、これらは政府とボランティア団体の協働のための5原則を具現化する役割といっても過言ではない。四つの領域とは、中間支援団体を支援するボランティアと地域セクター支援、チャリティ団体等に投資をする社会

投資、ボランティア活動を振興する社会活動、と青少年がソーシャルアクションへのコミットを促進する全国青年市民サービスである。

現政権は、特にチャリティ団体など地域の自主的な活動との協働を強調し政策として進めているが、今回訪問したチャリティ団体である障害児協議会やザ・フェッドでもこれまで以上に政府との協働が強調されていたことは、キャメロン政権の政策が浸透していることを物語っていた。



5)市民の取組 ロビー活動と寄付

英国の福祉施策に関連する事項で特徴的なこととして、ロビー活動と寄付も行政、チャリティ団体双方から挙げられていた。労働年金省では、ロビー活動は政府に挑戦してくることであるが、その行為自体を前向きに捉えている。現在はロビー活動をしているほとんど全ての団体と交渉しており、協議の80%は何かしらの成果を出している、とのことであった。

チャリティ団体の資金調達の方法の話に及ぶと、「我々英国人は気前の良い国民なのです」と多くの方々から幾度となくこの言葉を聞いた。英国では個人が寄付をする文化が根付いており、その寄付金がチャリティ団体等の運営資金として大きな役割を担っていることを示す。内閣府の資料によると、2007年の日本と英国の寄付総額GDP比は0.11%と0.80%、総額は5910億円と1兆812億円と日本と英国の差は大きい。また、個人寄付と法人寄付の比率は、日本は個人が19.1%、法人が80%に対して、英国は94.2%と5.8%であり、日本と比して英国は、市民に寄付文化が浸透していることが伺える。

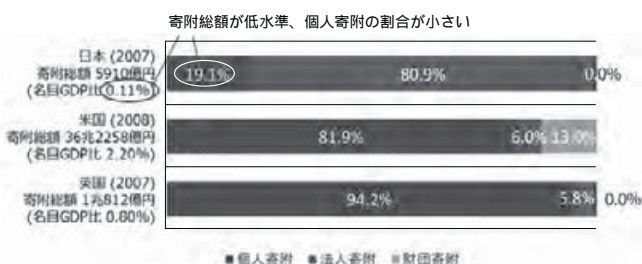


図2 総務省統計局、国税庁、AAFRC Giving USA2009、NCVO UK Voluntary Sector Almanac 2008より

出所：内閣府NPOホームページⁱⁱⁱ

6 障害者の就労について

障害者の就労支援について、雇用割り当て制度では、1944年制定の「障害者（雇用）法（Disabled Persons (Employment) Act）」により、20人以上の従業員を有する企業に対して3%の法定雇用率が義務付けられていた。ただし、これには罰則規定等なく法の効果自体がないのではないかと、という指摘がなされた。その後、障害者の雇用の枠組み自体が障害者に対する差別であるという考え方を基に、1995年「障害者差別禁止法」の制定に伴い法定雇用率は廃止された。このねらいには、政府は割り当て雇用制度により雇用率を増加させることよりも、各事業者が障害者を自発的に雇用することに期待を寄せたということでもあった。障害者差別解消法は、その後新たに制定された「平等法」に吸収されたが、障害者団体が廃止を反対していた割り当て雇用制度は復活していない。

しかし労働年金省は、「障害と健康雇用戦略」を2014年12月より開始し、障害者の雇用に力を入れている。また同時に障害者の就職後の職場定着支援や、失業者の再就職支援も行っている。ただし、政府が関与できることは限られているため、関係団体がつながり機能するようにインフラ整備を行っているとのことであった。

そもそも労働年金省で障害者も含めた雇用促進に取り組み出したのは、キャメロン政権が2010年の選挙時から雇用改革をもくろんでいたことに始まる。仕事による収入よりも手当の方が割高であるため仕事をしない考え方が一部蔓延していた。このような中での手当受給は本末転倒とし、仕事をするには、収入に加え自尊心を高める効果もあるとした。また、職を得ると健康状態も改善すると考え、現在政策として進行中である。

7 意思決定支援

英国では「意思能力法」が制定されており、五つの原則、1)能力を欠くと確定されない限り、人は能力を有すると推定されなければならない、2)本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのであれば、人は意思決定ができないとみなされてはならない、3)人は単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないとみなされてはならない、4)能力を欠く人のために、あるいはその人に代わって、本法の下でなされる行為または意思決定は、本人の最善の利益のために行われなければならない、5)当該行為または当該意思決定が行われる前に、その目的が、本人の権利及び行動の自由に対して、より一層制約の小さい方法で達せられないかを考慮すべきである、と定められている。またこれを基盤にし、行動指針において具体的な事例の提示が行われている。

今回、具体的な事例や実践に行き合うことができなかったが、英国政府から出されている「意思能力法に基

づいた意思能力とベスト・インタレスト実行評価の早見参照指針(2005)」^{iv}が入手できることをヘッドウェイ・イースト・ロンドンから情報提供を受けた。

このガイドラインは六つのセクション、原則、能力がないということ、能力を評価するための段階、ベスト・インタレストの決定、自由保障の剥奪、更なるガイダンス、資源とサポートからなる。このように、英国には具体的な意思決定支援のガイドラインが政府から出されており、意思決定支援の進捗・深度をうかがうことができた。ただし、法やガイドラインは整備されているが、実践現場において意思決定能力法や「ベスト・インタレスト」について質問したが、事例がないため詳しくない、という回答が多かった。意思決定能力法にかかる事例がまだ少ないのか、実践現場に浸透していないのか検証できず、検証を深める必要性を感じた。

6. 考察

訪問機関・施設から得た英国の障害者福祉についての情報から得た日本への示唆について述べる。

1) 本人中心意思の制度設計

英国は、パーソナル・アシスタンス、ダイレクト・ペイメントといった本人のニーズを本人が決める、本人が購入する、本人による本人のための制度設計がなされている。この「本人中心」「本人が決定する」という理念が具現化されたシステムは、現在の日本の障害者支援制度とは大きな隔たりがあると考えられる。すなわち、日本では「本人主体のサービス」ということで、戦後長く続いた措置制度から、1997年の社会福祉基礎構造改革によって各領域で段階的に契約制度が導入され、本人が自ら選ぶサービス、という形式ができ上がってきた。その歴史的な流れを概観すると、現在の日本の障害者福祉サービスの在り方は英国の「本人主体のサービス」という点においては同じである。しかし、障害者総合支援法におけるサービス提供は、用意された障害者サービスの中から選択し組み合わせる方式であり、英国の枠組みが決まられていない市場から自身の生活に必要なサービスを選択する方式と比較すると、日本における選択は狭いと言わざるを得ない。2013年、内閣府より公表された第3次障害者基本計画(2013年～2017年)の基本原則においては、障害者を「自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としている。これを真に実現していくためには、現在のパッケージ化された支援の中からのみ選択する方式から、障害者本人が自由にサービスを選べる方式の検討も必要であると考えられる。

ただし、自ら意思決定が困難な人もおり、そういった人の支援が英国においても課題になっているため、限界への対応についての検討も併せて行う必要が生じること忘れてはならない。

2 行政とチャリティ団体との関係性について

英国では、行政とチャリティ団体との関係性がとても近く、チャリティ団体の声が直接行政に届く仕組みが作られていた。例えば、前述のコンパクトを締結やチャリティ団体が積極的にロビー活動を行い、行政はそのロビー活動にできるだけ耳を傾けるようにしていることなどがある。ロビー活動は障害者の声を直接行政に届けられること、また当事者も加わり政府に働きかけるソーシャルアクションであるという意味において、大変重要な活動である。

日本では、英国のコンパクトのような政府と民間団体との間の公式な協定は存在しない。またロビー活動も英国ほど積極的に行われているとはいえない。障害当事者に近いチャリティ団体や当事者が直接政府に声を上げる機会は、真の共生社会を構築していくためには極めて重要であり、今後日本においても積極的に取り組まれていくべき事項であると考えます。

3 障害者の雇用の在り方について

今回の訪英で特に考えさせられたのが、障害者雇用についてである。先にも述べたように、英国では法定雇用率自体が差別的な取り扱いになるとして、1995年の障害者差別禁止法の制定を機に法定雇用率を撤廃した。一方、日本の法定雇用率は、2013年に国・地方公共団体等は2.3%、民間企業は2.0%に引き上げられ、障害者の雇用義務がある企業は従業員が56人以上から50人以上に引き下げられ、より障害者の雇用義務水準を上げてきている。日本の法定雇用率制度の継続意欲は、国連への権利条約の取組状況の報告書案にも見ることができる。すなわち、障害者雇用促進法の一部を改正し、労働及び雇用の分野における障害者に対する差別の禁止を具体化するため、事業主に対して雇用における障害を理由とした不当な差別取り扱いを禁止したこと、過重な負担にならない範囲で障害者が職場で働くにあたって合理的配慮の義務付けを行った旨の内容が記載されている。

英国の法定雇用率を廃した機会均等型雇用と日本の法定雇用率が法的に定められている義務雇用型は対照的であり、どちらが障害者の権利を保障する理念に近いのか今後検討していく必要がある。ただし、今回の訪英で見た障害者雇用の現状は、決して進んでいるようには見受けられず、日本の法定雇用率について良い制度であるという意見を実践者から多く聞いたことから勘案すると、理念的には先行しているが、実際の就労になると、義務雇用は障害者の雇用を確実に増加させるためには有効ではないかとも感じた。

4 意思決定支援について

個人テーマとして掲げた、意思決定支援の実践現場における支援例から学ぶことは、今回は時間の制約なども

ありかなわなかった。しかし、先にも触れたとおり英国は意思決定支援を権利条約に先駆けて法制化しており、その方法について検討の最中にある日本は学ぶことが多い。

日本で意思決定支援にかかる制度で、現在内容の精査・検討が求められているのが成年後見制度である。成年後見制度は、成年後見人が成年被後見人の代行決定者となるが、権利条約では代行決定は原則認めない、という解釈がされており、現行の成年後見制度では権利条約の第12条3項に抵触する恐れがあるとされている。この議論についてはまだ決着が付いていないが、現行の成年後見制度において意思決定支援については十分ではなく、今後は意思決定支援実践を先行する英国の取組等を参考に制度改革が進められるべきであると考えます。この課題については、今後も個人的に追及し、得られた情報を日本の意思決定支援構築の一助を担えたらと考えている。

7. まとめ

日本は2016年に権利条約に関する日本政府報告を国連に提出することになっている。ただ、現段階では、権利条約から発せられた新たな概念、すなわち「合理的配慮」「支援を受けた意思決定」「インクルーシブ教育」といった理念を現実社会の中で実践するには、まだ十分な方法論が構築されているとは言い難い。もちろん日本に限ったことではないが、障害者が基本的人権を享有できる共生社会を実現するため、権利条約で提唱された新しい概念が普通に提供される社会の実現まで、今後内閣府を中心としながら社会全体で試行錯誤が続くと思われる。

一日も早い共生社会の確立には、様々な国の取組を参考にしながら、自分たちの社会に即した方法を構築することが求められているといえよう。これは日本が他国の取組を参考にすることに限らず、日本からも良い取組を発信し他国に示唆を与える意味も含まれる。この考えに至ったのは、英国内閣府で強調されていた日本の「認知症サポーター」システムを参考に、英国では「Dementia friends(認知症の友達)」が施行されているという情報を得たためである。いずれにしろ、各国との前向きな情報交換を継続的に行っていく必要があり、それには様々なチャンネルがあるべきである。

先日、内閣府より国連へ報告する「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告(日本語仮訳)」が公表された。ここに、本事業について以下のように記されていた。「内閣府では、我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上とネットワークの形成を図るため、『青年社会活動コアリーダー育成プログラム』において、障害者関連活動等の社会活動を行っている日本青年海外派遣及び外国人青年日本招へいといった国際交流を実施している。」

まだ案の段階であるものの、本事業が国の共生社会を

構築していく一部を担う事業として位置付けられていることが確認できる。本事業参加青年の取組は、そのチャネルの一つとして機能することが求められており、今後参加青年たちがその期待に応えることを切に願っている。

8. おわりに

最後に、内閣府及び一般財団法人青少年国際交流推進センターの皆様、訪問国で御対応くださった機関スタッフ、当事者、通訳、また学びに対する惜しみない努力とチームワークを最後まで発揮してくれた団員の皆様に心から感謝を申し上げます。

-
- i 英国内閣府資料 Building the Big Society, https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/78979/building-big-society_0.pdf (2015年12月10日最終閲覧)
 - ii 在英国日本国大使館,配布資料,2015年10月
 - iii 内閣府NPOホームページ<http://www.NPO-homepage.go.jp/kifu/kifu-shirou/kifu-hikaku/> (2015年12月10日 最終閲覧)
 - iv 以下のURLで入手可能<http://www.suffolk.gov.uk/assets/suffolk.gov.uk/Care%20and%20Support/Adult/Mental%20Capacity/2014-09-19%20MCA%20SCC%20Reference%20Guide.pdf> (2015年12月10日最終閲覧)
 - v 内閣府『(案)障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告(日本語仮訳)』http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_27/pdf/s1_1.pdf (2015年12月10日最終閲覧)

はじめに～日本における高次脳機能障害者への支援

作業療法士である私は、6年前に病院を退職し、現在は高次脳機能障害者の地域生活を支援する特定非営利活動法人で働いている。当法人は高次脳機能障害者の通所施設として始まったが、2010年より地方自治体からの事業委託として、訪問型の高次脳機能障害者への生活支援事業も行っている。障害者手帳の有無や障害支援区分に関係なく、高次脳機能障害の診断があれば利用可能であることが大きな特徴である。特に、訪問型の支援は、障害者総合支援法による福祉サービスや介護保険サービスの対象外の人にもニーズにより利用可能であり、様々な支援を行っている。

高次脳機能障害は、脳卒中等の病気や交通事故等による怪我など脳に後天的な損傷があり、それらの脳損傷に起因する認知障害が様々な形で出現する。行政の定義では、日常生活及び社会生活への適応に困難をきたす「記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害」などの認知障害とされる。その数は、平成20年に東京都で実施された調査によると、東京都では4万9508人、全国では約50万人となっているが、この数字は確実ではない。見えない障害であることや自ら障害に気づき難いこと、入院生活では把握が困難な症状が退院後に現れ、サービスに結びつかず社会に埋もれてしまうことが多いことなどが影響しているためだ。他者からは見えにくい障害、そして当事者自身も分かり難い障害であることから、退院後の地域生活上で様々な課題や生きづらさを抱えていることも多い。さらに、当事者のみではなく、家族や周囲の人とも以前とは違う本人に対してどのように接してよいのか混乱することも多い。したがって、彼らが地域社会において、自分らしく生活するためにはいくつかのプロセスが必要で、そのためには本人のニーズに基づいた適切なアウトリーチと継続した支援が必要である。その前提と考えられるのが、生活の主体者は本人という本人中心の考え方であり、それは作業療法における根幹である。今回は、パーソナライゼーションを基本とする英国を訪問し作業療法士として学ぶに当たり、個人テーマを以下のとおり設定した。

「英国における見えない障害を持つ方へのアウトリーチや地域連携の方法を学び、日本の高次脳機能障害者への地域生活支援の展開に向けて作業療法士の立場から発信し実践に移す」

また、派遣前の事前学習では団テーマを決め、「誰でも自分らしく暮らすためには、自己の意思決定が必要である」という考えを基に、意思決定支援が今回の英国訪問時の学びの基本であることを確認し、各団員の個人テーマを元に以下の三つがキーワードとなった。

インクルーシブ教育
障害者に対する地域支援
企業の取組・就労支援

英国での学び

英国では障害を理解する方法として社会モデルを利用している。障害問題庁は、社会モデルを活用することで障害者が経験しているバリアに対する解決法



医学モデルと社会モデル

を見出すことができると述べている。また、2010年に施行された平等法に基づき、人々の障害に対する意識改革を行い、国民自らが共生社会を作り上げることが重要とする様々な取組を学ぶことができた。

地域においても障害理解を促進する取組をしており、ブライトンで訪問したチャリティ団体のザ・フェッドでは、ボランティアや企業向けの障害理解促進トレーニングを体験した。社会モデルを用いて障害について分かりやすく伝えることの重要性を改めて実感した機会でもあった。

以下、今回の英国派遣で障害者支援について学んだ事項を報告する。

1. 選択肢と意思決定

英国では2005年に意思能力法が施行され、全ての人は判断する能力が備わっているという考え方に基づいて支援を行うべきとされる。実際の支援現場において、どのように対象者・当事者の意思を確認し支援を行っているのか、様々な場面で質問をした。

(ア)「見えない障害」への支援を行うスライブの取組

スライブは40年前に設立され、現在4か所の事業所で



車椅子対応の作業プラント

活動を行うチャリティ団体である。園芸を通して主に精神障害者への支援を行っている。園芸療養は、身体・精神の健康に良い効果をもたらすという視点で実施され、スライブは安全な場所を提供し、障害者と他者の交流の場を創出している。障害者は新しい技術を身に付けることができ、園芸の資格を取ることもでき

る。また、園芸療法プログラムコースを設け、作業療法士なども受講している。最近では、脳卒中や心臓病の人に向けた新しいプログラムも始まっている。

プログラムは、10～12時、13～15時に実施され、利用者はホワイトボードに書かれた作業の中から、自分が行いたい作業を選択する。自ら決められない人に対しては、その人にあった作業を職員が提案する。各利用者は毎日日記に記入し、6か月に1回は園芸療法士とレビューを行う。2月から開始した「キヨスク」では、育てたハーブの販売もしている。また、スライプがある公営公園のメンテナンス作業も地方自治体から委託を受け、利用者と共にやっている。

本施設の運営は、主に自治体からの助成金、寄付、トレーニングコースの受講料、企業の資金提供による収入で成り立っている。某企業のオールド・イングリッシュ・ガーデンの維持も委託により、園芸療法士が行う。

(イ)脳損傷者への支援を行うヘッドウェイ・イースト・ロンドンの取組

ヘッドウェイ・イースト・ロンドンは1997年に創設された脳損傷者への支援を行うチャリティ団体である。メンバーは様々な原因で脳損傷になり、それぞれ複雑で広範囲な影響が出ている人々である。ここでは、利用者個別の状況、ニーズ及び希望に合わせたサービスを提供している。提供するサービスは、デイサービスのほか、セラピー（リハビリテーション）、アドボカシー、家族支援及びコミュニティ支援である。また、アートスタジオ、作文プログラム、クッキングなどのプログラムを行う。

訪問の中で非常に印象的だったのが、施設全体に流れる自由で明るく、安心できる雰囲気である。私たちは三つのグループに分かれ、施設内を見学し、私は昼食を作るチームに参加した。キッチンの作業台の周りにボランティアや他のメンバーが数人いたが、近くにあるテーブルで座りながら作業する人、また、会話を楽しみながら作業をする人もいれば、興味がある作業のみ参加する人、黙々と作業した後一言スタッフに告げて休憩に入る人など様々であった。メンバー自身のペースや希望に合わせてながら昼食作りは進められていた。メンバー、ボランティア、スタッフはお互いを尊重し、安心できる環境の中でリラックスしながら各自の作業・活動を行っているように見えた。施設長であるミリアム・ランツバリー氏も環境づくりに配慮していると話していた。

また、開発部長のベン・グラハム氏からは、訪問時以外にも話を伺うことができた。プログラムの一つに、利用者のライフストーリーをインターネット上で発信する取組がある。この記事を書く作業は、利用者が自分を見つめる機会につながっており、このプロセスを通して本人の意思を確認する場面が多いという。例えば、記事の中で家族の批判ばかりを書いていた人に対してスタッフ

が何度も内容の確認を行うと、少しずつ本人が自分自身の障害や家族のサポートについて気付く瞬間がある。その気付きから、改めて自分の気持ちや今後のことについて考え、記事にまとめていくことがよくあるという話であった。



昼食のピザ作り

(ウ)余暇支援としてのステイ・アップ・レイト

今回の派遣で非常に興味深い活動をしていた団体の一つが、ステイ・アップ・レイトである。ここは知的障害者が自分の生活を選択し決める権利を尊重し支援することを目的とし、余暇活動支援を行うチャリティ団体である。英国の知的障害者に通所・仕事以外の時間の過ごし方についてアンケートを行ったところ、半数は自宅で過ごし、半数以上が友人と会えず孤独を感じていることがわかった。障害者支援は通常22時までとなり、どんなに楽しいイベントに参加していても21時にはその場を去らなければならないことが多い。そこで、当事者でもあるロックバンドのメンバーが知的障害者の孤独解消と自分たちの権利のためにこの団体を立ち上げ、ギグ・パディというボランティアプログラムを作った。当事者と同じ音楽の趣味を持つなど独自の視点でボランティアをマッチングする。ボランティアは、1か月に1回は知的障害のパディと一緒にイベントに参加するなどのルールや、独自のトレーニングを受けることになっている。実際に、私たちはステイ・アップ・レイトの活動の説明を受けた後、メンバーとパブに行き、皆で遅くまで音楽と食事と会話を楽しむことができた。楽しい時間を友人と過ごすというシンプルな喜びを支える支援は、当事者の自分らしさを求める選択肢を増やしており、英国のチャリティ団体の支援の幅の広さを感じた。

(エ)地域の中で積極的に支援事業を生み出すザ・フェッド

英国では、ケア法の施行により高齢者や障害者へ向けて物理的のみならずソフト面でもサービス提供されるようになり、サービス内容の幅が広がったとザ・フェッドで説明を受けた。支援対象は当事者だけでなく家族も含まれる。当事者が他者によって決められた生活をするのではなく、住む場所や食べるもの、教育、支援、余暇を選択し、決定するといった、人間として当たり前の権利を持つことを前提としている。パーソナル・バジェット、ダイレクト・ペイメントの利用についても説明があった。パーソナル・バジェットとは、障害者のニーズを尊重した個人予算のことである。パーソナル・バジェットの利用率は地方自治体によって差があるが、地方自治

体のソーシャルワーカー等と本人が共にニーズを明確化し計画を立て、自治体は個人予算を算出する。ダイレクト・ペイメントはパーソナル・バジェットの一つであり、ケアサービスを受ける代わりにそれに相当する現金を受け取る制度である。給付された現金の使用に関して、利用者は自己責任において必要とする社会サービスの購入や介助者の雇用など自ら行うことができる。支給金額の算定も自分で行い、自分で申請することが原則となっているⁱⁱ。ここでは、実際にパーソナル・バジェットを受け取る利用者からの相談サービスや実際の銀行口座開設の手続きのためのサポートも行っている。当事者はパーソナル・アシスタント(PA)を直接雇うことができるが、その雇用管理が難しいと思われる利用者については本人と一緒にPAの募集も行う。また、それに関連して利用者とPAのマッチング支援も行い、他の地域に本サービスを有償で提供するなども行っている。

2. 地域とチャリティ団体・中間組織の存在

日本では慈善事業・団体という意味で使われることの多い「チャリティ」だが、英国ではボランティア団体の中で、特にチャリティ法で規定される団体を指す。日本でも地域のニーズに合った非営利団体(NPO)の存在が地域発展において重要との認識はある。しかし、英国においてチャリティは、より地域のために存在しており、地域のような職種との関わりが密であると感じた。

市民社会庁訪問時には、生活に関して国民や地域に多くの権限を譲渡し協働することで、大きなことが実現可能になるという「ボトムアップ」の考え方が政策の基本であると聞いた。この考えを元に、チャリティの存在をバックアップし、まとめるのが中間支援組織であり、全国ボランティア団体協議会(NCVO)や障害児協議会(CDC)がそれに当たる。これら中間支援組織は、行政とチャリティ団体の立場を対等にせしめ、政策に影響を与えている。他方、チャリティ団体に対して助言や教育を行う役割や、統計データを定期的なレポートとして発行するなど研究組織としての側面も持つ。日本にも各関係団体を取りまとめる組織はいくつか考えられるが国内全てのNPOの中間支援組織として分析や提言を行うものは存在しない。この中間支援組織の存在は、英国の一つの大きな特徴であると感じた。

3. 地域における連携とアウトリーチ

英国におけるチャリティ団体の存在は大きく、前述のとおり行政も各地域でチャリティ団体をサポートしている。例えば、コミュニティ地方自治省が実施しているアワ・プレイス構想やファースト・ステッププログラムでは、地元のボランティアの採用、育成支援など地域を改善・活性化していく活動や、コミュニティカフェ形式で相談や支援を行うなど、孤立した人をつくらないための

活動等に対して、サポートや助成金を提供している。では、訪問した各施設はどうであろうか。

ザ・フェッドでは、孤独問題対策として「ハブミーティング」を実施している。行政とのパートナーシップボードが管理職クラスによる会議なのに対し、ハブミーティングは、支援を行う現場クラスの福祉・医療以外の企業や消防、警察なども含む他職種が参加して横のつながりを重要視した会議を行っている。年4回開催し、必ず各自、次回までの行動目標を立てて報告することとしている。これにより、役割分担と各自のタスクが明確になり具体的な支援・対策を進めることができている。

スライブやヘッドウェイ・イースト・ロンドンは、積極的に地域の掛かり付け医や英国国営保健サービス(NHS)等関係機関に行き、患者の退院後の孤立化を防ぐために自分たちのサービスを紹介している。その他、コミュニティグループや他のチャリティ団体、相談機関、社交場となっている小施設、精神障害などのケアホーム、学校も訪問している。ヘッドウェイ・イースト・ロンドンでは、ボランティアやスタッフが病院でも働いている場合は、入院中から自団体の支援について口コミで紹介し広げている。スライブは病院内のガーデニングを行うことで自分たちの存在や活動をアピールしていた。いくつかの施設ではスタッフやボランティアに施設の元利用者もいるなど継続した社会参加の場も提供し、様々な視点での連携やピアサポートを行っていた。

まとめ

日本の成年後見人制度は自己決定の尊重や残存能力の活用、ノーマライゼーションを基本理念として掲げている。後見人や保佐人の力量により本人の意思確認を行える可能性もあるが、代理権を簡単に行使できないシステムの英国とは異なり、自己決定を尊重した制度とは言い難い。英国の意思能力法では、意思決定の対象は住む場所や受けるリハビリテーションの内容、誰と付き合うのか、余暇を誰と過ごすのかなど、事実行為に関する決定も含まれる。「決定」ではなく、「行為」そのものやその「プロセス」に着目し、重要視しているⁱⁱⁱ。

今回の訪問先でも、現場レベルでは「プロセス」に重点をおき、本人が考えや意思を表出できるような支援をしていた。これは日本でも同様の取組を行っていると感じる場面が多かった。しかし、土台となる考え方に、「自分のことは自分で決める」という文化や価値の影響を強く感じ、この風土とは異なる日本においては独自の支援方法を模索する必要があると強く感じた。

高次脳機能障害は前述のとおり、脳損傷箇所により様々な症状が現れ、環境や時間、状態によって症状の現れ方も変動がある。前頭葉症状として意欲や判断能力に影響があることも多く、本人の意思決定のプロセスでは、本人の状態に合わせた支援が必要である。この際、支援

に必要なキーワードは「気付き」である。気付きがあることで、高次脳機能障害者は、自分の状態と環境を認識し行動できるようになることがある。医師や医療従事者に障害について説明されて理解できるものではなく、失敗を含めた様々な経験が気付きにつながる。日本に限らず、失敗を未然に防いでしまう支援が英国でも多いというが、それは貴重な「気付き」の場を奪っていると言い換えられる。訪問した施設では様々な気付きの場をプログラムやスタッフの多様性により作り出していた。

アウトリーチを行うに当たり、本人のモチベーションがなければ効果は期待できない。エドワード・L・デシ氏は「自己決定的であるほどモチベーションが高く、非自己決定的なほどモチベーションが低い」と言っている^{iv}。モチベーションを高める内発的動機づけには、有能性の欲求・自律性の欲求・関係性の欲求という三つが影響しているとされ、意思決定への支援が本人のモチベーションに大きく関与することを表している。今回訪問した施設で、利用者もスタッフもボランティアも生き生きと楽しみながら活動しているところがいくつかあった。これは自分らしく生きるモチベーションにつながっており、英国でも日本でも同じ思いで支援を行う部分が多いと実感した。

帰国後の取組

日本における高次脳機能障害者支援の課題は、まだ山積みである。各県に高次脳機能障害の支援拠点が存在するが、これは恒久的ではなく、政策等により支援拠点がなくなる可能性もある。高次脳機能障害者のみならず、見えない障害について社会の理解を得ることは長い道のりであり、実践すべきことは多いと考える。その解決に向けて、今後、以下の点について実践していきたい。

1. 高次脳機能障害者への訪問型支援の重要性を日本の作業療法士(OT)を始め社会に対して発信する

日本のOTは医療機関で働く人がほとんどだが、機能面に介入する他職種と連携しながら、ICFに基づいて環境面やノンバーバルな「作業」「動作」「活動」にもアセスメントと介入を得意としており、地域に出て貢献できることが多いと考える。

現在、障害者総合支援法上、生活訓練中の訪問は認め

られており、平成27年度より通所がなくても訪問による自立訓練の利用が可能となった。月単位の限度数も無くなり、訪問による生活訓練が必要であるという認識が高まってきたと考えられる。しかし、アセスメントや手法は研究段階にあり、作業療法士として事例発表等を行い、訪問型支援の重要性を社会に発信していきたい。そして、高次脳機能障害だけではなく「見えない障害」を持つ人々へのアウトリーチネットワークを作る一歩としたい。

2. 障害者の余暇支援の幅を広げるプログラム立案を地域の事業所等と考える場をつくる

現在、私が関わっている利用者に休日や通所後に何をしたらよいかわからずに街を徘徊する人、間食やアルコールに走ってしまう人がいる。興味あることがあっても実行に移せないことや、興味あることを探すことも難しいなど理由は様々である。そのため、高次脳機能障害者に限らず、高齢者や子供など全ての人が利用でき、余暇など自分が楽しめる場を選択できるようなサービスを地域で作成し可能な限り複数の媒体で発信することを検討していく。

本事業参加に当たり、日本を振り返る機会にもなった。今後も、国内外の人や団体と直接意見交換をする機会を積極的に持ち、さらに活動を進めていきたい。

最後になるが、御尽力いただいた内閣府や一般財団法人青少年国際交流推進センターの皆様、研修でお世話になった講師やOB/OGの皆様、事前研修から事後の自主学习まで知識と助言をくださった小川喜道先生、ユーモアと優しさで素晴らしい通訳をくださったジム・カスパート氏、急な予定変更にも迅速に対応してくださったコーディネーター、ホームステイで素晴らしいホストをくださったケイト・オグデン氏、そして全ての訪問先の皆様に深謝する。そして派遣を快く承諾してくださった職場や家族、関係機関の皆様にも心より感謝する。



ホストファミリーのケイトと

i 渡邊修, 山口武兼, 橋本圭司, 猪口雄二, 菅原誠: 東京都における高次脳機能障害者総数 推計. 日本リハビリテーション医学会誌 46(2), 118-125, 2009.
ii 小川喜道「イギリスにおける障害者の地域生活支援」障害者(児)の地域生活支援のあり方に関する検討会 ヒアリング資料/2003年8月26日 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0826-2c.html#mokuji>)
iii 菅 富美枝「自己決定を支援する法制度 支援者を支援する法制度 イギリス2005年意思決定能力法からの示唆」、大原社会問題研究所 雑誌 No.622, 2010
iv Edward L. Deci等「自己決定理論」(Self-Determination Theory) (2015年11月7日「25人の事例研究最終報告会」における長谷川幹氏の講演資料より)

【参考文献】

藤井克徳「私たち抜きに私たちのことを決めないで」やどかり出版、2014

3. オーストリア団（青少年関連活動）行動記録

月日	天候	時間	行 動 内 容
10月11日 (日)	雨 / 曇	11:20 16:00 17:30-19:45 19:45-21:30	成田国際空港発(OS052) ウィーン着 オリエンテーション 団ミーティング (ウィーン泊)
10月12日 (月)	曇 / 晴	9:40-12:00 14:10-15:40 15:50-17:00 18:00-19:00 22:00-22:30	オーストリア連邦家族・青年省(BMFJ)訪問 青少年情報センター訪問 ウィーン市内視察 スカウトグループウィーン51「ロバート・レブナー」訪問 団ミーティング (ウィーン泊)
10月13日 (火)	曇 / 晴	9:30-12:30 13:30-14:00 16:00-17:00 19:00-21:30 23:30-23:50	余暇教育学研究所訪問 オーストリア連邦家族・青年省ソフィー・カルマシ大臣表敬訪問 在オーストリア日本国大使館訪問 歓迎会 団ミーティング (ウィーン泊)
10月14日 (水)	雨 / 曇	9:15-12:00 11:40-13:00 15:00-19:00 21:30-22:30	ヤング・カリタスによるプレゼンテーション ギムナジウム(ウィーン20区一般教育中学・高等学校)訪問 スペースラボ訪問 団ミーティング (ウィーン泊)
10月15日 (木)	雨 / 曇	9:20-10:00 10:38-14:00 15:05-16:30 16:30-17:30 18:00-19:30 19:30-22:00 22:30-23:00	ファミリー・デイ・センター視察 ザルツブルグへ電車で移動 アクツェンテ・ザルツブルグ訪問 ザルツブルグ市内視察 YOCOユースセンター訪問 歓迎会 団ミーティング (ザルツブルグ泊)
10月16日 (金)	曇 / 雨	9:05-11:00 11:45-13:00 15:10-17:15 22:30-23:15	スペクトラム訪問 ラジオ・ファブリック訪問 リブ・イン・プロジェクト訪問 団ミーティング (ザルツブルグ泊)
10月17日 (土)	晴 / 雲	10:00 10:15 14:00	ウィーン組ウィーンへ電車移動 ザルツブルグ組、ホストファミリーと合流後ホームステイへ ウィーン組、ホストファミリーと合流後ホームステイへ (ホームステイ)
10月18日 (日)	晴 / 雲	14:30-18:00 16:30-17:30 18:30-22:00	ホームステイ ザルツブルグ組、ウィーンへ電車移動 ウィーン組、ホテル集合 振り返りと評価会 (ウィーン泊)
10月19日 (月)	晴 / 雲	13:20	ウィーン国際空港発(OS051) (機内泊)
10月20日 (火)	晴 / 雲	7:30	成田国際空港着

訪問先一覧（派遣者による記録）

訪問先	連邦家族・青年省 (BMFJ)
訪問日	10月12日(月)
面会者	アンドレアス・シュナイダー 国際青年家族部長 ブリギット・クラウザー 国際青年家族部 ヨハンナ・トラデニック オーストリア連邦若者評議会(BJV)代表
住所	Untere Donaustrasse 13-15, 1020 Vienna
電話番号	(43)-1-71100-3276
URL	http://bmfj.gv.at

機関の紹介：

オーストリア連邦政府において、家族・青少年分野を担当。子育てにかかる給付金、手当や保育所をはじめとする施設・サービスの拡充、児童の保護やユースサービス等、子供や青少年をとりまく様々な施策を実施。

オーストリア連邦若者評議会(BJV)は、53の全国規模の青少年団体が集まってできた30歳未満の若者による評議会。青少年の声をEUや国の政策に届ける目的で設立された。雇用の機会、16歳選挙権、人権、男女平等、子どもの権利等を扱った実績を持つ。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ EUの中心に位置するオーストリアの歴史と成り立ち。地域によって異なる言語や文化を有していたが、第1次世界大戦後にドイツ語が公用語となる。出生率の低

さや平均年齢など、日本の現状と類似している。

- ・ オーストリアは青少年保護法が州ごとに制定され、年齢に応じた帰宅時間や、飲酒・喫煙等の合法年齢が具体的に定められている。
- ・ 青少年関係団体間のネットワーク化が近年進展している。
- ・ 「RESPECT & FUN(青少年を尊重し、そして楽しく)」を、青少年と共に活動する際に大切にしている。若者が自主的に活動や団体に来たいと思えるよう対応する。青少年を問題として扱うのではなく、同じ目線で話をするを大切にしている。

【意見交換のポイント】

- ・ ユースワークの資格はないが、研修のシステムは充実している。国として資格化の動きはないが、すでに職業として存在している。

訪問先	青少年情報センター
訪問日	10月12日(月)
面会者	ヴィクトリア・ヴァイスガーバー コンサルタント
住所	Babenbergerstrasse 1/Ecke Bugring, 1010 Wien
電話番号	(43)-1-4000-84-088
URL	www.jugendinfowien.at

機関の紹介：

青少年に関するあらゆる情報が集約され、多様なニーズに応じた情報発信、啓発活動を行う。相談機能も持ち合わせており、利用者から各種相談を受け、より専門的な機関の紹介も行う。複数の青少年組織が担っていた情報機能を集約する形で、フェラインとして1987年に設立。オーストリア内の九つの州に1センターずつあり、ウィーンの情報センターが国内最大。ウィーン市からの財政支援により、利用者は無料でサービス提供を受けることができる。社会福祉士や法律家、コンピューター関係など、利用者の幅広いニーズに応じることができる専門的な人員10名が在籍している。連邦青少年情報センター(BOJI)との連携、EU諸国の情報センターが加盟する国際連携組織(ERICA)に加盟。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 娯楽、福祉の相談、社会教育的サービスなど、青少年に関するあらゆる情報や相談についてワンストップサービスを提供。各種チケットやコンサートに関わる情報を得るために利用する青少年が最多。
- ・ 提供情報：特定の団体情報に偏らないよう配慮し、ウィーン内外のネットワークを駆使して多様な情報を集約、発信する。また、情報の真偽についても確認している。
- ・ 各種情報は利用者が自身の意志で選択でき、職員は情報を提供し、情報の背景を説明するとともに、青少年自身が情報にアクセスできるようになるための手助けをしている。情報から「決断」するのは青少年であり、職員は本人をエンパワメントする。

- ・ 件数が多いわけではないが、ドラッグ、心理的相談などの福祉的分野からボランティア活動、余暇活動の紹介など多岐にわたる。専門的な技能を習得した職員が対応。
- ・ 継続して相談に来るケースは少ない。解決できない問題が生じた場合には、より専門的な団体を紹介する。
- ・ 情報誌の作成やワークショップを実施し、難民問題や性に関する問題などを取り上げて社会や青少年に対する啓蒙活動を実施。

訪問先	スカウトグループウィーン51「ロバート・レブナー」
訪問日	10月12日(月)
面会者	キャサリン・グラフ グループ・リーダー サイモン・インレイトゥナー グループ・リーダー
住所	Große Sperlgasse 38 (Karmeliterviertel, Nähe Augarten), 1020 Wien
電話番号	(43)-69912345606
URL	http://www.wien51.at/

機関の紹介：

オーストリアの中でも古くから活動を行うスカウトグループの一つで1929年に設立された。対象は、7～20歳までの青少年。グループ・リーダーは4人おり、シフトを組んで活動にあたる。男女別(月曜女子のみ、水曜男子のみ) 男女混合(火、木曜)で行われるクラスがある。週末に遠足へ行くこともあり、1年に3回キャンプを行う。グループは、5～7歳、7～10歳、10～13歳、13～16歳、16～20歳の年齢に応じて分けられ、各年齢層によりグループ活動の目的や男女の役割を決定している。

・ 7～10歳

ゲームで子供の人格を形成し、自分のスキルや才能を発見。野外で動き回り想像力を発散させる。

・ 10～13歳

チームで小さな責任を取ることで、自身の資質を認識し、グループにそれらをいかす。リーダーを形成し、チームとして共同で意思決定を行う。

・ 13～16歳

自分たちで計画して行動し、国境や人種を超えて、一緒に物事を動かしていくことや一体感を学ぶ。

・ 16～20歳

様々なトピックの中から自分で選んだ共同プロジェクトを扱う。社会における責任と献身的な個人としての役割が何かを学ぶ。

訪問時の活動内容：

1. 折り紙作成：子供たちと一緒に折り紙でカブトや鶴を作成。
2. グループ活動の目的は、助け合うこと 世界に対して目を向けていくこと 差別をしないこと。
3. グループ・リーダーの研修体制：初めの数か月は毎週末セミナーを受け、その後は年1回程度の研修を受ける。研修後は、スキルを確認する試験もある。宿泊を伴ったキャンプが企画・運営できるようになるためのセミナーがある。

訪問先	余暇教育学研究所
訪問日	10月13日(火)
面会者	カール・チェブラック ウィーン市青少年部長 アルド・ベレーズ 国際ユースワーク担当
住所	Albertgasse 35/II,1080 Wien
電話番号	(43)-4000-83415
URL	http://www.ifp.at/about-us/

機関の紹介：

青少年指導者に対し資格認定を行い、指導者育成講座を実施する。余暇教育学研究所は、ウィーン市青少年課(13課)に属するウィーンエクストラ(中間支援団体)により運営されている。ウィーンエクストラは、ウィーン市青少年課と区の出資による。職員は、93%が正職員、それ以外が契約社員(うち55%が女性)。夏だけの季節労働者は21%。非常勤で20時間勤務の人もあり、全職員の12～15%が週40時間勤務。

訪問時の活動内容：

【意見交換のポイント】

- ・ 青少年関係の給料は良くはないが、週30時間働く職員であれば生活は可能である。
- ・ 資格制度や指導者養成制度：2014年には389の様々な専門分野の講座を開講。2015年10月時点で7,500名程が終了。講座内容は、大きく分けて六つの講座からなる。内四つは1年間かけて学ぶ講座、二つは隔年実施する講座から構成され、受講期間は10か月間、210時

間。また、講座は、基礎と、その上に実践を積み上げる講座から構成される。

- ・ 青少年が集まるプラットフォームを通して、政策提言

を行う。プラットフォームには政治家もあり、その会議で提言する。また、市庁舎を訪問し、政治家と密に関わり、提言しやすい環境にある。

訪問先	在オーストリア日本国大使館
訪問日	10月13日(火)
面会者	竹歳 誠 大使 川原 剛 広報文化センター所長 石原 丈嗣 三等書記官
住所	Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria
電話番号	(43)-1-531-92-0
URL	http://www.at.emb-japan.go.jp/jp/index.html

機関の紹介：

オーストリアに対し日本を代表する在外公館として、海外における日本人の生命や財産を保護するとともに、相手国政府との交渉や連絡、その他の公的機関、民間機関、市民との様々なレベルでの対話や交流を通じた日本の実情や日本を取り巻く環境に対する理解の増進、政治・経済その他の情報の収集・分析を行う役割を担う。

【政務・経済班】オーストリア政府との連絡・交渉、オーストリアの社会パートナーとなっている諸団体、シンクタンクなどを含む主要な機関との政治・経済問題、ウィーンに本部がある日本企業支援などを行う。

【領事班】海外における日本人のための行政手続と相談など、領事サービス。

【広報文化班】日本の政策やメディア・日本文化を紹介する行事等。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

オーストリアの特徴は 観光立国・文化立国、中立政策、国際機関の街ウィーン、堅調な経済、中・東欧諸国との歴史・地理的つながり、内政面では大連立政権の長い伝統

【意見交換のポイント】

- ・ 日本文化の認知度：伝統文化では、書道・琴・三味線・お茶の認知が高く、その他、科学技術やマンガ・アニメも人気が高い。また、広報文化ホールにて「桜の森祭り」「秋祭り」「三味線・太鼓」「書道の展示」のワークショップを開催した際、非常に好評であった。

訪問先	ヤング・カリタス
訪問日	10月14日(水)
面会者	アナサ・イスフィ 代表 カリン・ムーア ボランティア調整担当
住所	Gürtelbogen 349 Heiligenstädter Straße 31 1190 Wien
電話番号	(43)-1-367-25-57
URL	http://http://wien.youngcaritas.at/

機関の紹介：

カリタスはラテン語で「無償の愛」「神の愛」「慈善」「慈しみ」等を表し、国際カリタスは1951年創設、1976年に法人化されたカトリック教会の社会活動、救援活動団体で、バチカンに本部を置く。国連経済社会理事会総合諮問資格を有する国際NGO組織で、加盟国は世界165か国。ヤング・カリタスは、カリタスの一部門で、4～29歳を対象としており、若者のやりたいことを応援する社会活動団体。今回宿泊したマグダス・ホテルも、カリタスがクラウドファンディングで高齢者施設をリフォームして設立し、難民にホテル業務をOJTで学ぶ機会を提供。またウィーン西駅近くに、難民が安全に移動できるよう食料

や衣服、子供の遊び場、シャワー、トイレ、パソコン検索や携帯電話の充電などのサービスを提供するセンターを開設。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

若者が楽しく、意味ある方法で、社会的な問題に携われるよう働きかける。

- ・ 教育、特に社会教育を重視。
- ・ 世界情勢、他国の状況、難民問題などを若者に教える。
- ・ 若者のやる気や解決したいという気持ちをうまく導き、実行できるようにする。

- ・ 子供や若者のために様々なプログラムを用意、自主企画も応援。資金集めの方法など若者の経験がない部分を、必要な分だけ支援する。ボランティアの受け入れ施設とコミュニケーションをとり、活動の質も高まるよう支援。

【意見交換のポイント】

- ・ ヤング・カリタスの財源は、100%カリタス出資。カリタスは国の助成金、寄付、企業のCSRやチャリティイベントでの収入、施設運営などで資金を得ている。活動の重要性を訴えることが重要。
- ・ ボランティアのために専門的な教育を受けておらず資

格がなくても、子供とコミュニケーションの取れる人であれば可能。柔軟な考え方が良い。



訪問先	ギムナジウム(ウィーン20区一般教育中学・高等学校)
訪問日	10月14日(水)
面会者	エルマー・ヴィースマン 教諭
住所	Karajangasse 14, 1200 Wien
電話番号	(43)-1-330-31-41
URL	http://www.borg20.at/index.html/

機関の紹介：

ウィーンの20区ブリギッテナウに位置するギムナジウム。生徒約1,050名、教師は135名。ギムナジウムは4年間の中等教育と高等教育から構成され、高等学校を正規に修了するためにはマトゥーラと呼ばれる卒業試験を受ける必要がある。この試験に合格すると、大学入学許可が与えられる。6～9歳のプライマリースクール(4年)を経て、職業訓練学校を目指す本課程学校(ハウプトシューレ)と、大学を目指す一般教育中・高等学校(ギムナジウム)に分かれ進学する。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

20区の地域特性に合わせて、貧困・就労等をテーマにプ

ログラムを実施。移民率が高いため、宗教や所得水準に対する配慮について、他の区とは異なる特性を持つ。家庭での教育意識が低い。

学校教育の枠を超えた施設・関係機関との連携を行っている。

- ・ ユースコーチングチーム：就労、心理学専門の職員が就学・就労支援を行う国のプログラム。課題を抱えた学校に3人配置されている。
- ・ コンサルティングティーチャー：家族・社会問題などを対象に、専門の職員が対応するシステム。全ての学校に配置されている。

上記の他に、児童相談所、ストリートワーカー、難民に対するサポートを行う団体とも連携している。学校内において関係機関が集まり、意見交換を行う。

訪問先	スペースラボ
訪問日	10月14日(水)
面会者	モニカ・リナー マネージャー
住所	Dr.-Albert-Gebmann-Gasse 38, 1210 Wien
電話番号	(43)-676-89-70-60-412
URL	http://www.spacelab.cc

機関の紹介：

若者の就労支援と社会参加を促進するための施設。対象年齢は、15歳から20歳。工作室、音楽室、若者の想像力をいかして描かれた絵画のトンネル、ピリヤード、卓球、コンピューター・ゲーム、キッチン、PC等が配備。ウィーン市内にはスペースラボが4施設あり、そのうちの1つは女性専用の施設。転職等の補助金もあり、それらは八

ローワークと教育委員会から出資されている。1つのプロジェクトに5つの団体が協力し、5団体から支援者が参加している。複数の団体が協力することで、若者の就労支援の強力なバックアップとなっている。また、トレーニングの段階に応じて、スペースラボに来る日数や補助金の額も変わる。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・対象年齢を超えている場合、トレーニングには参加できないが、補助金は支給できない。
- ・就職後の若者への支援としては、担当者が就職先と連絡を取ったり、見学やトラブルの対応等も行っている。本施設には16人の指導者がおり、32人の若者まで対応可能。
- ・自信やソーシャルスキルがなかったり、人を信頼できない、学校からドロップアウトした若者等が多く利用する。彼らには特別な支援が必要であり、今年は10月までで1,000人が利用している。

- ・行政から期待される成果としては、1年で約1,800人に電話をし250人のニートを認識した上で、その若者たちを適切な機関に紹介しなければならない。



訪問先	ファミリー・デイ・センター
訪問日	10月15日(木)
面会者	ミヒヤエル・ヴォルフ ユースワーカー オクバタ・フランシス 幼稚園職員
住所	Europaplatz 2, 1150 Wien
URL	http://connect.kinderfreunde.at/family-day-center

機関の紹介：

ウィーン西駅にある施設。立体駐車場(2500㎡)を借り上げ、国鉄、警察、消防、カリタスなど、複数の団体が協力して運営。幼稚園学校組織とも連携。毎日7時から24時まで利用できる。対象は「難民の家族」であるため、原則、家族を持たない難民は受け入れていない。多い時で、1日約250人の利用がある。また、西ウィーン駅のカリタス倉庫では難民に提供する食料や衣服等支援物資が集約されている。支援物資は、文化・宗教に合わせて仕分けられている。設備には、下記がある。

- ・軽食提供・休憩所(仮眠スペース)
- ・シャワースペース・トイレ
- ・ベビールーム(おむつなど)
- ・子供のためのプレイスペース
- ・PC(インターネット)・携帯充電可能。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・施設での宿泊は不可。どうしても必要な場合は、近隣の公共機関、または救急車を利用して搬送、宿泊。
- ・国鉄の負担で、難民専用の電車がある。難民の多くはドイツやスウェーデンに行くことを希望し、どちらの国も、2015年10月現在受け入れを拒んではいない。
- ・オーストリアでは8万5千人の難民を受け入れ、2015年は例年の倍の数字であった。
- ・言葉の問題が課題。コミュニケーション能力の高いユースワーカーが重宝される。
- ・有償ボランティア2名、その他はボランティア。インターネットで登録し、シフトを組む。
- ・相互補完性を持っている。カリタスは支援物資、寄付を集めるのが得意。SNSで何が足りないか呼びかけ、企業がトラックなどで物資を届ける。ボランティアはそれが不得手なのでお互い補い合っている。一方、ユースセンターは物資、食料セットを作成。

訪問先	アクツェンテ・ザルツブルグ
訪問日	10月15日(木)
面会者	アレクサンダー・ミッター マネージャー マリエッタ・オペラウチ マーケティング兼副マネージャー
住所	Glockengasse 4c, 5020 Salzburg
電話番号	(43)-662-84-92-91
URL	www.akzente.net

機関の紹介：

ザルツブルグ州で若者があらゆる青少年関連の情報に初めて接触を持つきっかけとなる場所。電話やメールを通して、自由な雰囲気ですら相談支援を行うことにより、錯綜する情報の中、青少年が迷わず進めるように支援することを目的としている。月曜日から金曜日の12～17時に、青少年向けのイベント・セミナーを実施。青少年による青少年を対象としたイベントやワークショップも実施している。(例:夏季職業交換、ベビーシッターマッチング、夏の映画祭等)

設立経緯

- ・ ザルツブルグ州によって創設。1986年からフェライン(中間支援施設)として開始
- ・ 行政とは別の立場から支援

資金

- ・ ザルツブルグ州政府からの支援

事業内容

- ・ 若者と一緒に様々なプロジェクトを行っているが、ユースセンターではない。
- ・ 地方自治体なので政府との距離が近く、政治に関連した活動もある。
- ・ 青少年活動に従事し五つの部門に分かれる。
クラシックやモダン音楽など、若者文化に関すること
ウェブ上やチラシ作成など、グラフィックデザインに関すること
教師や保護者を対象とし、タバコやアルコールなど、

違法薬物依存などに関する情報提供をする(セミナー等)。宝くじやネット依存に対するアドバイスも行う。12～26歳の青少年を対象に、年齢や顔写真が入ったID機能を持つカードを各役所で認可。

各地域に設置された青少年情報センター。仕事や留学について、青少年を対象としたEUプログラムの情報が得られる。団体やユースセンターのプログラムの支援も行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

ザルツブルグでの若者の問題や課題

- ・ 青少年のアルコールやタバコ依存が最も深刻な問題。スポーツプロジェクト財団と協力して支援を行う。
課題に対する具体的な対策や成功事例
- ・ モチベーションを高めながら意識を変えていくプロジェクトではワークショップを実施し、教師に対して情報を提供。依存予防に力を入れる。
各組織との連携、行政へ政策提言する仕組みや事例
- ・ ザルツブルグ青少年協議会(青少年16団体、うち10団体がユースセンターに加入)。協議会で報告をしているが会員ではないため、投票権や決定権はない。ユースセンターや州政府職員、政府関係者、アクツェンテ職員、青少年弁護委員会、州議会の議員が聴講(票を入れる権利はない)。各政党代表が1名参加。
- ・ 年に2回政府の担当者とミーティングを実施。

訪問先	YOCOユースセンター
訪問日	10月15日(木)
面会者	バーバラ・バンガトナー 教育係 ベレーナ・ハウサー スタッフ クリスチャン・パーヒンガー ボランティア
住所	Gstattengasse 16, A-5020 Salzburg
電話番号	(43)-0-0662-8047-8017
URL	www.yoco.info

機関の紹介：

カトリック教会が母体となり運営。以前修道院だった場所を活用し開設、教会が隣接。市内中心部に位置するため、若者が集まるのに利便性が高い。YOCOユースセンターの目的は、若者が集まれる場所としてのスペースを貸し出し自主的な活動を行う際必要な支援をすること。運営費はザルツブルグ州の助成金・教会・会場借料から拠出し、人件費は建物を所有する教会から捻出。

- ・ 対象は14～20歳
- ・ 価値観： 協調性、 積極的社会参加、 平等、 正義
- ・ テーマ：宗教、教育、文化、芸術
- ・ 主な活動：ワークショップ、バンド、朗読、展示会、フェスティバル、パーティー、カフェ

修道院だった場所を改装し、卓球・ゲーム・ピアノ・ビリヤードなどができる部屋がある。若者は自由に使用でき、金曜日はカフェも開かれる。その他、200人が入れるマルクスホールがあり、若者が自主的に企画したイベントを開催できる。ホールは貸し出ししており、その借料がユースセンターの運営費となる。スタッフは若者の段階・必要に応じた支援をする。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 広報は、スタッフが学校を訪ねて校長先生や教頭先生に話をする。また、学校の授業で利用することもある。一番効果的な方法は若者同士の口コミとSNSである。

- ・人材育成については、オープンユースワーク協会(BOJA)を利用して学習機会を得ている。専門家によるテーマ別の研修(ニューメディア・モビリティ等)

がある。

- ・カウンセリングが必要な若者に対しては専門家を紹介。

訪問先	スペクトラム
訪問日	10月16日(金)
面会者	トーマス・スチュースター ディレクター マーティナ・ハウザー スタッフ
住所	SchumacherstraBe20, Postfach67, A-5014, Salzburg
電話番号	(43)-662-43-42-16-12
URL	www.spektrum.at

機関の紹介：

- ・レーン地区の子供が対象。レーンはザルツブルグの中でも移民が多い地区で、子供、若者や高齢者が多い。
- ・無料で誰でも利用可能。
- ・若者の自由な意思を尊重。
- ・週5日開館。利用者は一日約50～70人。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

施設見学を通して、各部屋の学びのポイントなどを理解した。

- (1)パー：品物を管理することで金銭感覚を校外で学び、責任感を養う。
- (2)プレイルーム(ビリヤードや卓球台、ボードゲーム

有)：スタッフが一緒に居て一緒にやることで関係を強化する。

- (3)エントランス：次週のスケジュールを掲示し、誰でも利用できるよう工夫。2パターン(子供：6～12歳と青少年：12～20歳)を掲示。
- (4)リノベーション中の部屋：自分たちで改装した部屋であれば責任を持って管理し、自身で解決方法を見つける。アイデンティティや就労につながる。
- (5)ガーデン：子供の希望でハンモックをかける場所作りを実施。
- (6)ものづくり工房：専門家のサポートがある。
- (7)地下スタジオ：多様な活動に対応。
- (8)キッズスペース(スポーツルーム、キッチンなど)

訪問先	ラジオ・ファブリック
訪問日	10月16日(金)
面会者	カーラ・ステニツァー ワークショップ管理&トレーニング担当
住所	Ulrike-Gschwandtner-Straße 5, A - 5020 Salzburg
電話番号	(43)-662-84-29-61-23
URL	http://www.radiofabrik.at/home.html

機関の紹介：

ザルツブルグで唯一のコミュニティラジオ局である。ワークショップを受ければ特別な資格がなくても、誰でもラジオ番組を作ることができる。現在約300のプログラムがある。2000年からは学校とも連携し、年間約500～600人の子供や若者が利用。

- ・地元の文化、市民社会、音楽に焦点を当てたオリジナルコンテンツの作成。
- ・教育機関としてメディアのスキルとメディアリテラシーを指導。
- ・主流から取り残された社会グループをコミュニティへ導く。バリアフリーで車椅子でも利用可能。機材には点字も付属。

- ・ラジオ協会、市と州、EUプロジェクトから補助金を受け取っている。
- ・ワークショップやプログラムの数に応じて予算を申請できる。
- ・著作権については、著作権協会と話し合いパッケージ料金で対応。
- ・宣伝がないため広告は必要なく、内容も自由で、リスナー数も関係ない。
- ・政治的、宗教的、民主主義を脅かす内容は放送してはいけない(性差別、人種差別、暴力の賛美も)。
- ・子供から高齢者までが利用するため、世代間交流も生まれる。難民のための番組もある。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 学校との連携については、メディアの重要性の認識が必要だと学校に伝えている。例えば、インタビューも質問の仕方や編集によっては全く違うメッセージに受

け取れる。より批判的、真摯にメディアに向かい合うべき。関心を抱いてもらった場合には、予算などを話し合い、すぐに取り入れてもらえるようにプログラム化している。

訪問先	リブ・イン・プロジェクト
訪問日	10月16日(金)
面会者	オリバー・ヴォルフ 社会福祉士
住所	Aigenerstrabe46 5020 Salzburg
電話番号	0662-62-7162
URL	http://www.rettet-das-kind-sbg.at/

機関の紹介：

家庭内暴力や依存などの理由で親と引き離さなければならなくなった青少年が住む施設。2011年11月に開館し、現在11～18歳までの8人の青少年が住んでいる。そして7人のスタッフが24時間の交代制で勤務。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

農家を改築したもので、小さな畑があったり、鶏もいるので卵を取ったりできる。リビング、キッチン、パソコンコーナーがある。このような施設はザルツブルグに6か所ある。

- ・ 退所については、児童相談所が最終判断をする。オーストリアでは18歳から成人なので基本は18歳まで。完全に自立するか、家族の元に戻るかを選択する。
- ・ 共同生活では喧嘩はよく起こるが、成長した子が他の子の手本となる。上の子が下の子をサポートできることが理想。
- ・ 信頼を基盤とした関係が必要。全体で守らないといけない決まりは多くある。
- ・ 勤務条件に関しては、ソーシャルワーカーは給料が安いと言われているが生活はできる。規則や労働条件が良く、徐々に昇給する。

- ・ オープンユースワーク協会(BOJA)や児童相談所、子供若者委員会間でネットワークを作り、サポート体制がある。
- ・ 発達障害など障害を持つ青少年の就労支援の研修先としてパートナー企業と連携。スーパーで販売員としての知識を得、庭師やツアーリスト、サービス業、飲食店、雪かきや薪割りなど見習いとして研修ができ、資格として認められる。
- ・ 家族と問題がある子のみを対象とした施設であり、身体障害の施設などは別にある。



ユースワーカーの必要性と育成の在り方、日本における今後の展望 ～日本とオーストリアのユースワーカーの認識の違い～

団長 赤木 功

はじめに

日本において、定着したユースワーカーの定義や位置づけはなく、ユースワーカーを育成するプログラムにおいても、それぞれの団体でユースワーカー育成プログラムを行っているのが現状である。また、それぞれの団体がユースワーカーの認定書や修了書を発行しているが、団体間の連携はない。さらに、ユースワーカーの認知度は低く、奈良県生駒市全教員アンケートによると「ユースワーカーの認知度」は8%となっている。

今回の派遣団においても、ユースワーカーやユースワークの認識を共有することに時間を割いた。その中で、ユースワークの重要性、ユースワーカーの位置付けの必要性、加えてユースワーカーの育成の在り方に焦点を置いた視察とすることとした。基本的なオーストリアでの学校制度や青少年に関わる法律などを事前に知識として持ち、その上でより深いことを学ぶこととし、また、各訪問先においては、現場視察より、現場で活動している人たちとのディスカッションを重要視することとした。これは、ユースワーカーや青少年に関わる行政の人たちの生の声をできる限り聞き出すには面と向かっての交流が一番であり、このことも派遣プログラムを行うメリットであると考えたからである。

この報告では、各団員のそれぞれのテーマ設定や出発までの軌跡、そして、各視察先で学んだポイント、さらに、

これら視察先やオーストリア青少年施策から見える日本におけるユースワーカーの課題と今後への提言をまとめていくこととする。

派遣青年について

日本代表として現地に向かう8名の団員は、それぞれ現場で活躍している人たちである。行政職として課題のある家庭、子供たちを対象に働いている者、教育委員会職員である傍ら非営利団体(以下、NPO)において活動している者、若者の居場所作りを行政との連携をとりながら行っている者、NPOで周辺の家や地域の応援をしている者や大企業と若者支援のNPOとの連携を模索している者、青少年施設の団体職員、EUとの連携を行いながら青少年事業に携わる者、学校教員の8名である。それぞれが、今回のプログラムで学んだことを今の現場でいかしたいという強い気持ちで集まった。そして将来、マネジメントする上で必要な考え方や方法、更に自分たちの地域だけではなく、日本という枠組みの中で、ユースワークの必要性を考えることとした。

さらに、団テーマを考えるに当たり、団員それぞれがこだわった点は、インプットされた情報や学びをいかにアウトプットし、プログラム終了後にいかすことができるかという点であった。団テーマ及び個人テーマは、このアウトプットする意気込みが示されている。

総合研修テーマ：ユースワーカーの育成の在り方	
団テーマ：団体の中核を担うユースワーカー育成のために、オーストリアの人材育成と青少年関係機関の連携、社会とユースワーカーとの連携の在り方を学び、自団体で実践し、社会に発信する。	
石川 英俊	NPO、民間、行政等の連携について、その仕組みと各セクターの役割を学ぶとともに、コーディネーターを育成する際の仕組みと要素を学び、自団体で他セクターとの連携を実践する。
市山 高太郎	日本とオーストリアにおける青少年育成制度の違いを把握し、今後の青少年育成指導者における育成方法の方向性を模索し、実践するとともに関係機関へ発信する。
熊本 加奈子	青少年に関わる市民活動団体と学校の連携の在り方とそれを担う人材育成を学び、日本において教育機関と実践する。
佐々木 綾子	オーストリアにおける青少年分野の中間支援団体について、仕組み・役割・連携・人材育成について学び、自団体を中心として地域で実践する。
白柳 まりえ	青少年関係機関の連携のための地方行政の役割についてユースワークにかかる地方行政レベルの政策・施策・事業を行うに当たり、関係機関との連携や、地域住民の声を反映するための考え方と仕組み及び運用について学び、発信する。
白田 好彦	青少年関連施設、特にユースセンターの社会的機能及び人材マネジメントを学び、自団体で実践するとともに、その成果を関係機関へ発信する。
八木 晶子	ユースワーカーの役割を知り、必要な連携の在り方を学ぶ。 社会全体で青少年育成の重要性を共有し、意味ある連携を築くために、ユースワーカーの役割を明確化し、中間支援組織や関係機関とより良いパートナーシップを築く人材育成の方法について学び、取り組む。
遊佐 圭子	オーストリアの青少年における教育現場と他団体との連携(青少年団体や企業など)、また、ここで活躍するユースワーカーの育成を学び、日本の教育現場での連携への糸口にする。

(団テーマ及び団員それぞれのテーマ一覧)

出発までの経緯

6月に実施された事前研修では、まずユースワーク、ユースワーカーの認識を共有するところから始まった。それぞれの見解、認識が異なっていることが日本のユースワーカーの現状そのものである。6月に実施された2泊3日の事前研修では、お互いを知ること、ユースワーク、ユースワーカーの現状把握、自主研修中のそれぞれの調査、学びの方向性を決めるものであった。また、9月実施の中間研修(団にて自主的に開催)までに、「日本について」「オーストリアについて」と2区分に分けてそれぞれが分担をし、調査することとした。

(オーストリアについて)

16歳選挙権・若者政策策定・青少年の雇用政策・学校教育制度・青少年に関する法律

(日本について)

ユースワークの定義・ユースワーカーの育成制度・現在のユースワーク制度

9月に入り、上記について調査したことを発表する中で、再び、個人テーマの見直しを行った。ここでは、日本における課題として、ユースワーカーを支える政策や組織(中間支援団体)がないこと、青少年団体のネットワークがないこと、ユースワーカーの育成制度が確立していないこと、ユースワーカーとしての資格がないことなどが浮かび上がった。

出発までの間、これらの課題についてそれぞれが考え、調査した。そして、出発前研修において、これらの課題と向き合うために、現地にてどのような質問が各訪問先に合ったものであるかを、訪問一つ一つを分析しながら決定した。

6月事前研修、自主研修、9月中間研修、出発前研修と研修を重ねるごとに日本のユースワーカーやユースワークの課題が浮き彫りとなり、団員それぞれもテーマを共有することができていった。このことが、オーストリア訪問時においても常に確認することができ、テーマから外れることなく、各訪問先で有意義な視察が行えた要因である。以下は、各訪問先での学びを中心にまとめていくこととする。

オーストリアでの学びのポイント

オーストリア連邦家族・青年省

オーストリアの青少年に関わる人の考え方やシステムについて、印象的な内容を挙げていくこととする。

青少年団体のネットワークについて

青少年団体は様々な成り立ちがある。当初、ネットワーク化することによって、「団体が多い分、自団体への補助金は減るのではないか」という懸念が生まれた。そこで、ネットワーク作りを行政主導で行い、行政が団体規模

や事業内容によって平等に補助金を配分することを約束した結果、その懸念も無くなった。また、それ以上に情報共有が進むと自団体で課題にしていることが、他団体にも共通であったり、自分たちで作上げたユースワーカー育成プログラムが他団体でも活用できたりする。これらのことを考えるとネットワークを構築するメリットは大きい。さらに、現在ではネットワークを構築しているのは、行政が直接ではなく、行政と連携をとる中間支援団体である。

フェライン(Verein)

フェラインとは、協会・互助会と訳されるが、同じ興味を持ち、3名以上の集まりがあれば、団体として申請でき、内容によっては補助金を貰うこともできるグループを指す。青少年育成分野においては、その活動が青少年の居場所にもなり、なおかつ、社会に貢献する活動になることもある。また、認定されることにより、責任感も生じると同時に、行政としても青少年の集団を把握し、ネットワーク化することもできる。日本においては、NPOの成り立ちや考え方とよく似ているが、重要なところは、日本のNPOよりも簡単に立ち上げられ、青少年自体が主体となっているところが多くあることである。

青少年施設

「施設には決まりはあるけど、歓迎するという態度があり、楽しみもあり、青少年が主体となり、青少年自体が行きたいと思う環境がある。」この言葉は、この後様々な施設を見るごとに証明されていった。どの施設においても、日本に負けず劣らない規則が設定されている。そして、その規則を守ることが、施設を利用する者の責任となっており、利用する青少年は守っている。これは、当たり前ではない。日本の施設においては、規則を守らせることに重きを置き、利用する青少年の中には規則に不満を言う者もいる。一方、オーストリアで視察した施設は、守れない場合は、規則が悪いのか、それとも守れない理由があるのかを青少年と話し合う。規則優先ではなく、青少年優先である。さらに、自分たちで施設を作り上げる意識も強く、施設を愛している。これは、施設で活動しているユースワーカーも同じであり、それにより、施設に行きたいという気持ちが青少年に芽生えるきっかけとなっている。

RESPECT & FUNという考え方

このコンセプトは青少年に何かを提案するときには大切となる。大人が何を伝えたいかではなく、青少年が何を求めているかを考えることが必要である。その中で、青少年を問題として扱うのではなく、青少年に寄り添いながら、同じ目線で話をする。そのために、常に青少年を尊重(RESPECT)し、共に楽しめる(FUN)環境作りが重要となる。このRESPECT & FUNという言葉は、この後も訪問先の多くで聞かれた。

青少年情報センター

青少年が気軽に足を運べる環境作りがそこにあった。例えば、コンサートチケットの販売(購入すると割引もある)、住居や就職の斡旋、相談、カウンセリング、様々な集まりやバンドなどの募集、休日の過ごし方の相談などを行っている。また、衝撃的であったのは、コンサートチケットを販売しているカウンターにコンドームが置いてあり、AIDSの啓発などを行っていることである。さらに、ドラッグ問題、性暴力などの問題提起も行っている。そのため、ここには法律家、ユースワーカー、ケースワーカーなど専門家も従事しているほか、一月に一度、弁護士も来ている。このように青少年が必要とすることが、全て網羅されているため、毎日200人ほどが訪問しており、また、1か月80件ほどの相談がある。この相談は無料であり、政府予算で賄っている。相談は予約なしでも受け付け、メール・電話でも対応している。日本においては、就職はハローワーク、住居は不動産、カウンセリングは医療機関や専門のカウンセリング機関、ドラッグ、性暴力などの問題提起は青少年対策事業として、警察、青少年施設などで実施している。また、弁護士はハードルが高く、青少年が弁護士に相談することはあまりない。まさに、青少年に関わる問題としても行政区分によって、周知や場所が異なっている。



このカウンターにコンドームがある

青少年の課題は、多岐にわたることが多く、時には犯罪に巻き込まれることもある。そして、気軽に相談できる人も必要となる。現在、日本では、スクールカウンセラーが常駐している学校もあるが、誰が相談したかなど周囲の目も気になり、気軽に行ける環境ではない。コンサートのチケットを買いに行き、同時に悩み相談をする。また、そこで目にしたポスターやリーフレットで犯罪やドラッグの怖さを知る。さらに、住居や仕事の斡旋もしてもらう。友達、恋人関係の悩みから、将来のビジョンまで相談できる。まさに青少年のための「青少年情報センター」である。このようなセンターは、複雑化している青少年の課題解決や健全育成の場として、重要な場所である。

ガールスカウト

自らの固定概念を覆された訪問であった。指導者は、男性と女性、この2名は、ボーイスカウトも行っている。日本のガールスカウトには男性の指導者はおらず、また、ボーイスカウトとガールスカウトが共に連携を取るとはあまり見受けられない。

我々が訪れたスカウトでは、ボーイスカウトとガールスカウトの指導者の一部が同じであるため、両者の連携も取りやすく、また、同じ課題に向き合い意見を出し合うことも可能である。さらにホームステイ中に見学したスカウトは幼稚園が活動拠点となっており(日曜礼拝の後、コーヒーやおやつを頂いた)、幼稚園、教会、スカウトなどが身近に連携ができるようになっている。団体それぞれが、青少年育成に携わる人という仲間意識がある。その中で、団体間の連携を地域においても行うことが大切だと感じた。



教会ミサの後の軽食会、ガールスカウトの活動場所でもある

余暇教育学研究所

同研究所は、青少年団体の中間支援団体の役割を果たし、行政の予算で運営されている。事業内容は、青少年団体のネットワーク作り、行政や世の中に対するロビー活動、事業などの品質管理、指導者育成プログラム、各団体への資金分配である。注目すべきは、事業内容の管理・助言や指導者養成、ネットワーク作りを行っていることである。一つの団体では小さい力であるが、団体が集まることにより、大きな力となり、政府や行政に伝える。また、研修においても統一したレベルが保てる。このことは、他の組織に動いたとしても、研修受講が一つの証明書となる。さらに、他団体で団体独自の研修を受講していた場合においても、余暇教育学研究所が許可した場合は、同様のレベルの研修を受講したこととみなされる。オーストリアでは、ユースワーカーの資格がないため、これらの研修受講が証明書となる。日本と同様に資格はないが、余暇教育学研究所の研修受講という世の中に認知されたものがある。参考に、ユースワーカー先進国の英国では大学にユースワーカーの専門的な講義があり、資格もある。

これらを可能としているのは、ネットワークが確立し

ていること、行政との連携がとれていることに大きな要因がある。日本では、行政との連携をし、それぞれの団体をまとめる中間支援団体がないため、団体それぞれが独自の研修を行い、団体独自の資格に留まり、一般に認知されるまでに至っていない。このオーストリアモデルは日本にとっても重要であり、ユースワーカーという資格を創る前に、青少年団体のネットワークを確立し、コンセンサスをとりながら、一定の知識・技術を保つ方策を考えることが必要となる。そして、そのまとめ役は、行政ではなく、行政と連携を取れる団体が担うことが望ましい。さらに、この研修が確立した後、ユースワーカーという資格を創り、社会に認知されることが大切である。今回、訪問した余暇教育学研究所は、日本が歩むべき体制の一步前を進んでおり、今後も大いに参考になると思う。

最後に余暇教育学研究所のカール氏の言葉が心に残っている。「指導者養成をするとどうしても指導者に目を向け、より良い指導者作りをしようと思うが、青少年のための指導者であり、基本的に大事なことは青少年の要求にいかに応えるかを青少年と共に考えられる指導者を育てることである。」

ヤング・カリタス

カリタスというカトリック理論を基盤とした事業を展開している国際NGO組織の一部分で4歳から29歳までを対象としている。特徴的なのは、誰でも会員となることができ、自分の時間のある時に活動に参加できるほか、青少年のやりたいこと(社会貢献事業)を支援(応援)することである。ここには、障害、宗教、出身などは関係なく、みんなが同じ目線で行動している。また、カリタスは青少年に対し、教育、特に社会教育を行ったり、世界の情勢・他国の状況・難民の問題などを伝える。若者にやる気を出させるという大切な使命があるほか、兵役の代わりに行うことができる「社会サービス活動」の斡旋も行っている。活動費は、カリタス本部から支給されている(カリタス本部は、主に寄付などで賄っている)。2015年時点の加入者は1,500名(5年前は200名)であり、年々増加している。ここで集まる青少年たちは何度となく、ボランティア活動に参加し、継続している。そのために、ヤング・カリタスが大切にしていることは、以下3点である。

青少年たちが関わるボランティアは一つに決める必要はない

青少年たちは、まだ、自分の進むべき道を決めていないので、一つではなく、多種多様な活動に参加することも大切。一つの活動場所が気に入れば、長く継続することもできるし、合わなければ、活動場所を変えることも可能である。

活動場所とは、よく打ち合わせをする

様々な活動場所からボランティアの依頼がある。その

場合は、必ず現地に出向きヤング・カリタスの趣旨を説明すると同時に活動内容の詳細を話し合う。その後、ボランティア募集を行う。

青少年ボランティアをサポートする大人を必ず配置する活動場所には、ボランティア係が1名おり、ボランティアのサポートをする。ヤング・カリタスも経験上学んだことということだが、青少年ボランティアはサポート役のいない活動場所では、すぐに辞めてしまう。ゆえに青少年ボランティアをサポートしながら、育成していく大人の存在も必要となる。

これら三つの点から分かることは、青少年ボランティアを斡旋、派遣することよりも、そこで活動する青少年が価値あることとして活動しているか、青少年のやる気につながっているか、現場でサポートできる人がいるかなどが重要な点である。このことは、多くのボランティアと活動を共にする機会が多いユースワーカーにとって大切なポイントであり、改めて考えさせられることであった。

ギムナジウム(一般教育高等学校)

我々が訪問したのは、ウィーン20区に位置し、生徒数は1,050名、教員135名(教員の10%は他校でも働いており、日本でいう講師に当たる)クラス数46クラス、対象は15歳から19歳のギムナジウムであった。限られた時間の訪問であったため、学内見学よりも、そこで働くユースワーカーの関わり方に焦点を当てたディスカッションの場を持った。この地区は決して恵まれた地区ではなく、多くの課題を抱える地区であるという説明を受けた後、学校内における三つのユースワーカーチームについて紹介があった。

ユースコーチングチーム(職員数3名)

学校からドロップアウトしそうな生徒に対し、就労・勉強等のアプローチをすることを目的とし、就労、心理に詳しい職員を配置。居住環境の問題で自宅で勉強できない生徒への自習室の解放や卒業が難しい生徒へのサポート、就職希望の生徒と共に会社訪問をし、就職先を決めることなど、生徒一人一人の将来に向けて、積極的な関与を行う。

コンサルティングチーム(職員数3名)

家族(家庭内暴力)や生活面、経済的な問題に対して対応を行う。ユースコーチングチームとも連携をし、主に生徒の日常生活や環境に対してサポートを行う。

バックボーン(職員数は不明): フェラインの一つ
通常は町を歩き、若者と交流し、若者の悩みの相談を受ける。毎週木曜日は、学内に入り、学食やロビーなどで気軽に相談を受ける。相談内容を学校に報告する義務はない。

また、ユースワーカーの関与は上記三つのチーム以外

にピア教育という考え方の下、生徒同士のトラブルや学び合いは学生同士が行うこととし、そこにも教員ではなく、ユースワーカーが関与し、サポートを行う。

日本に置き換えると上記の三つは全て教員の業務とされている。教員は、教科教育のみならず、町に出て生活指導や家庭訪問をしたり、就職先を探し斡旋、学生間のトラブルを保護者を交えて話し合ったり、結果を求められる。そして、生徒は成績を付けている教員に言えないこともあり、心を開いてくれないこともある。

そこで、「教員はどこまで関わるのか」質問をした。答えは「教科教育。教員に情報を提供することはもちろんあるが、基本は教科教育であり、ユースワーカーが教員に対してアドバイスすることも多くある。」とのことであった。

学内でユースワーカー、しかも、それぞれ立場の違うワーカーが存在しており、生徒は相談相手を選ぶこともできる。生徒に寄り添いながら、最良の道を作ることができる。

教員は、本来業務である教科教育に力を注ぐことができる。学校内にこれらのユースワーカーを配置しているのは、オーストリアでも4年ほど前からということであったが、それぞれが専門分野を持ち、生徒をサポートしていく方法や生徒へのアプローチの仕方は多様性を持った青少年育成の場において、大いに参考になると考えられる。

スペースラボ

青少年の就労支援を行う施設であり、対象年齢は15歳～20歳である。予算はハローワークと教育委員会から捻出している。また、ソーシャルワーカー、ユースワーカー、心理カウンセラー、音楽、工場の関係者など様々な分野より専門家が集まっている。ここで驚いたことは利用者の集まり方である。日本においても就労支援施設は数多くあるが、そのほとんどが、個人や家族に連れられて来所するか、学校や他施設からの紹介で来所するかである。しかし、スペースラボにおいては、スタッフが町に出向き、若者に声をかけたり、スタッフ自らユースセンターに出向き、呼びかけたりする。また、学校のカウンセリングティーチャー(スクールカウンセラー)からの紹介もある。その中で、スペースラボに来てもらうか、または、他の施設を紹介したり、スペースラボの利用者を探すだけでなく、若者支援の立場から最良の道を考える。声をかけた若者には、毎週火曜日に実施している説明会に参加するよう案内をする。

いわば、受身ではなく、積極的に若者へのアプローチを行っている。このような施設は知らないこともあったり、行くことが面倒であったりするが、街中で担当者に声をかけてもらい、担当者と仲良くなれば、少し覗いて

みたくなる。そして、説明会に足を運び、現場を知り、気に入れば利用者となり、仕事が見つかる。これらの方法により、多くの若者が救われている。さらに就職斡旋後も会社と連絡をとったり、見学したり、若者のフェイスブックを見たりしながら、支援を行っている。そして、説明を頂いたモニカ氏は「専門的なノウハウも必要であるが、状況に応じて若者一人一人に合わせ、尊敬しながら共に活動することが大切である」と述べた。この言葉は、全てのユースワーカーが大切にしなければいけない考え方であると痛感した。訪問時に、利用者(若者)と少しの時間触れ合うことができ、団員一同、ユースワーカーの顔になっていた。

カリタス

ザルツブルグに向かう当日、特別にウィーン西駅にある難民を支援するカリタスが運営している施設を視察した。我々が派遣されたこの時期は、日本のニュースでも難民問題が日々報道されており、オーストリアで難民支援の現状の一部を知ることは重要なことと考え、調整をお願いし、実現した。

視察した施設は、カリタスのほか、国鉄、消防、警察なども協力しながら、難民の家族を保護する施設であった。中では、軽食の提供、仮眠スペース、シャワーベース、パソコン、ベビールーム、プレイスペースがある。これらは、駅構内で滞在している難民の居場所確保の目的もある。宿泊はできないが、宿泊が必要な場合は、他の公共施設に案内することもある。日本でニュース映像を観るとどうしても遠い問題であると感じてしまうが、目の前の現実として捉えることができ、このことを帰国してからも多くの人たちに現実として伝えなければいけないと感じた時間であった。

アクツェンテ・ザルツブルグ

1986年にフェラインとして創設。設立当初は、直接行政に行きたくない若者のために、行政の立場でない形でスタートしている。現在は、青少年と行政の間であり、かつ青少年団体のネットワークをつくる中間支援団体の役割を担っている。

また、青少年団体16団体からなる州の青少年協議会に情報提供やアドバイスや必要に応じて専門家のコーディネートを行っている。この若者審議会は行政に政策提言もでき、若者の意見が素早く政治に反映される。さらに様々な青少年について研究する役割を担っている。

また、ザルツブルグ州政府の担当者からは、州の青少年委員会では全ての業務はカバーできず、アクツェンテと共に行うことで、うまく機能していると述べていた。州政府は政策をつくり、具体化するのには、アクツェンテであり、実行するのはそれぞれの団体という構図ができている。また、逆にそれぞれの団体や青少年から出た意

見を集約し、政府に提言することや提言のためのサポートする機能もアクツェンテにあり、まさに理想的な中間支援組織であると思われる。

YOCOユースセンター(以下、YOCO)

14歳～20歳を対象にした若者の居場所づくりを目的としたユースセンターである。毎週金曜日にカフェを開催する。金曜日以外にも様々な若者が自分の時間を過ごしており、居場所の一つとなっている。

また、20歳を過ぎた後も継続して訪れ、次の世代を育成するボランティアとしても活躍している。学校とも連携し、学校行事に場所の提供をしたり、学校で活動を紹介をし、若者が集まる場として認知されている。日本にも若者の居場所作りは多くあるが、学校と連携しているところは少なく、若者も学校からの逃げ場になっているところもある。また、YOCOでは、若者の相談内容によっては、専門家を紹介したり、アクツェンテと連携を取り、その若者の最良のケアを考えるとしている。

まさにネットワークを活用したサポートをしており、閉ざされた空間ではないことが分かった。ワークショップやコンサートなどは若者が独自で考え、そのサポートをYOCOが行っている。そして、サポートを行うユースワーカーは、外部のオープンユースワーク協会が主催している勉強会に参加しながら、勉強の機会も得ている。

YOCOが、若者の居場所として成果を上げているのは、学校を含む様々な組織や団体ともネットワークがあることが大きな要因であると感じた。日本のフリースペースやフリースクールなどは、自団体で独自に行うことも多く、行政、学校、他団体と組織立ったネットワークを確立しているところは少なく、若者を困ってしまう傾向にある。食事会で「YOCOに長年いた若者が他の組織に行き、そこで多くの若者を集めたらどのように感じるか」と尋ねたところ、「他の組織と新たなネットワークができ、新しい道や考え方が共有できることを期待する」と答えた。また、その組織も「YOCOとつながることを期待していると思う」と続けた。まさにこのオープンな考え方がユースワーカーに必要な要素だと痛感した。

スペクトラム

子供と若者のためのユースセンターで、利用者はザルツブルグのレーン地区の子供を対象としている。この地区はザルツブルグの中でも経済的な事情で恵まれない子供が多い。また、「子供のための居間・リビング」であり、無料で月曜日以外の週6日オープンし、利用者は毎日約50～70人である。子供たちは自由な発想で自由に活動しながら、社会性を身に付けている。紙に書いた規則はなく、子供たちで話し合いながら決めていく。ただし、挨拶(こんにちは、ありがとう、お願いしますなど)は徹底して守ってもらう。これが、社会性の基本とな

る。喧嘩が起こった時は、まず話し合いを行い、解決できないと分かった場合のみスタッフが介入する。この考えの基には、「若者が自分で自己責任を取れるよう自分で促進していかなければならない」ということがある。また、プログラムも子供(6歳～12歳)プログラムと青少年(13歳～20歳)プログラムの二つを各グループの子供たちが話し合っ

て作成する。現在、クラブ13というグループがあり、子供グループと青少年グループをつなぐプログラムも考えている。部屋の改装、壁塗りも子供たちで実施し、室内にあるジュースの販売も子供たちで行っている。まさに子供の子供による子供のための施設である。さらに、1年に1回「子供の町」というイベントを開催し、大人の入れない世界を展開している。そして、これらのイベントは、この施設のロビー活動として、世間にアピールしている。施設スタッフが「自分たちでやれば自信が付き、責任感も身に付き、それがアイデンティティの確立につながる」と述べた。判断が難しいが、大人がサポートする部分と子供の自主性を尊重する部分を区別し、「RESPECT & FUN」の考え方にに基づき、子供を信じて活動を行っていた。

ラジオ・ファブリック(コミュニティラジオ)

年間500～600人の子供や若者が利用するコミュニティラジオである。番組制作のワークショップを受講すれば誰でも自由な発想での番組作りができる。過去には、6歳の子供と番組を作った実績もある。学校とも連携し、授業の一つとして取り入れているところもある。放送の重要性や影響力を肌で感じることは、青少年のみならず、重要なことである。また、番組制作のプロだけが作るのではなく、様々な年代、宗教、国籍の人がアイデアを出し、制作することで新たな視点を感じられ、幅広い番組ができる。まさに開かれた場作りとしてのラジオである。日本の地域コミュニティラジオの発展版として大いに参考になる内容である。

リブ・イン・プロジェクト

異年齢の青少年が生活を共にしながら大きな家族としてのコミュニケーションを学ぶことができる家である。スタッフは、心理学などを学んだ者も配置し、子供たちの心のケアも行っている。居住空間は、個室であり、プライベートスペースと共通スペースとに分けている。子供たちはこの家からそれぞれ異なる地域の学校に通っているため、スタッフも各地域と連携を取っている。日本においても同様の施設はあるが、集団生活ということに力を入れている感が否めない。スタッフとの会話で感じたことは、いかに個人としての成長、個人として寄り添うか、その中で集団としての社会性を身に付けさせるかといった点である。スタッフに心理学を学んだ者を配置している点においてもこのことがうかがえる。スタッフ

は、日本における施設職員ではなく、施設カウンセラーであった。

おわりに：遠くない日本の未来

青少年団体、学校、地域、青少年施設、行政、ユースワーカーをつなぐネットワークを築き、そして行政に政策提案までできる中間支援団体の必要性を痛感した。このネットワークや中間支援組織(団体)は、日本において遠くない未来に実現することが必要である。多種多様な青少年の育成には、分野間の壁や団体間の隔たりはなく、青少年自身を見ることが重要である。多くの青少年は、様々な団体(組織・グループ)に属している。団体同士がお互いのことを知らなければ、青少年たちを連携して見ることができない。また、青少年育成には、常に寄り添い、青少年をカリキュラムで扱うものではなく、青少年自体の存在として扱い、そして、青少年たちが自己理解や他者・社会について理解を深め、自己形成を行う際のサポートをするユースワーカーの存在が必要となる。さらに、青少年たちが集いやすく、分野の壁のない青少年のためのオーストリアモデルの青少年情報センターをいち早く創設することも大切なことである。

中間支援組織、ネットワーク・インフォメーションセンター、そこで働くユースワーカーの育成を政策として

提言していくには課題は多くあるが、まずは、過去の青年社会活動コアリーダー育成プログラムのOB・OG、事業でつながっている多くの外国の方々、そして今年の団員とより良いネットワークを築きながら、行動を起こすところから始めていきたい。遠くない未来に青少年のために多くのユースワーカーが活動していることを願って報告書のまとめとする。

最後に、内閣府、一般財団法人青少年国際交流推進センターの皆様、オーストリア日本国大使館の皆様を始め、多くの関係者に心より御礼を申し上げたい。



オーストリア連邦家族・青年省ソフィー・カルマシク大臣と

1. 自身の活動と事業への参加理由

私は、青少年の社会性を養い、自立した大人への成長を応援することを目的とした、中高生の居場所に特化した施設の運営に関わっている。現代の青少年は情報化社会の中で生まれ育ち、学校や家庭など限られた人間関係以外では人との直接的な関わりが乏しく、社会性を育む機会が少ない状況にある。一方で、部活動や塾などで多忙な中でも、趣味やスポーツなど新たな活動への潜在的意欲もある。このような状況を踏まえ、私が所属する団体では、青少年のエネルギーを受け止め、気軽に集まれるのびのびと活動できる「居場所」、地域や異年齢交流など、様々な人との出会いを通じて可能性を広げることのできる「ステージ」が必要だと考え、行政と業務委託でのパートナーシップを結び、青少年を対象にした施設運営を行っている。なお私が当団体に所属する背景には、前職に児童館職員として地域の0歳から18歳までの子供の成長を支援し、特に中学生・高校生のアイデンティティ形成の力になりたいという思いがあった。

このような思いを持ちながら青少年支援の現場で実践を重ね、私はいくつかの課題意識を持つようになった。一つは、中高生世代の自立を支援することが社会で軽視されていることである。近年「子ども・若者育成支援推進法」をはじめとした法整備が進んでいるものの、特に中高生が成長する上で大切な、多様な価値観を提供する場、及び自立を支援する施策、社会参画を促すような機会はまだ十分とはいえず、子供たちの成長が生まれ育った環境によって左右されてしまうことは大きな社会課題である。そして、自立のためには実際に青少年がチャレンジすることを支える存在、ユースワーカーの関わりが重要だ。欧州では「ユースセンター」が数多く存在し、青少年支援を支える機能の一つとなっているが、日本にはまだ少ないのが現状である。二つ目は、青少年支援の担い手を育てる支援がまだ十分でない点だ。人材育成を担う職員は、ボランティアの質を担保するために適度なスーパーバイズを行う必要があるものの、そもそも青少年の居場所支援について、学術的なノウハウの蓄積、青少年関連機関同士のネットワークが乏しい日本において、職員自身の経験値に頼る指導が主流になっていることは否めない。現在私が勤める施設では、数十人の大学生・社会人がボランティアとして所属し、毎日2～6人ほどが中高生と関わる現場で活躍している。ボランティアに対して、職員は事前の研修や、活動後のフィードバック、ボランティア同士の対話を通して成長を促しているが、その育成を担う職員側も、試行錯誤しながらプログラムを構築しているのが現状である。青少年に関わる支援に求められる多角的な視点を担保するためにも、体系

的なユースワークの概念の確立、及び人材育成に携わるマネジメント層の育成が重要だと感じている。私自身、経験を重ね同様の立場になりつつある今、ユースワークの概念や育成の方法について、具体的に相談でき、ノウハウを共有できるネットワークの必要性を感じていた。

2. 個人テーマ

このような課題意識の下、私は個人テーマとして以下を設定した。

青少年関連施設、特にユースセンターの社会的機能及び人材マネジメントを学び、自団体で実践するとともに、その成果を関係機関へ発信する。

青少年に携わる仕事を通して、頻繁に欧州の「ユースセンター」という言葉に触れた。個人テーマの社会的機能とは、ユースセンターがオーストリアにおいてどのような社会的使命を持ち、子供たちにどのような居場所や、挑戦の機会を与えているかである。また、日本には体系的な学問として確立していない「ユースワーク」の概念を、青少年支援に携わる職員がどのように獲得しているのか、転じて、人材育成の要素を学び、日本におけるユースワークの普及につなげることを目標に据えた。

以下では、まずオーストリア全体の青少年支援に対する考え方や仕組みを俯瞰した上で、個人テーマに関連するユースセンターと人材育成について考察する。

3. オーストリアでの学び

(1) RESPECT & FUN ～青少年支援に対する姿勢～

オーストリアの人口構造は日本と同様、出生率の低下に伴う若者世代の減少が社会課題として認識されている。一方で、青少年支援に対する国の支援は、日本とは多くの点において異なる。その根底にあるのは、青少年支援を行う上で大切になる「RESPECT & FUN」という考え方だ。若者が自主的に来たいと思えるようにすることが大切であり、そのためには若者にとって楽しいものを提供しなければならない。青少年活動は、金銭的な対価を得られるわけではないからこそ、活動に参加することで「やりがい」や「楽しさ」を得られるよう配慮することを大切にしていた。また、同じ目線で話すこと、「若者のために」ではなく「若者と一緒に」支援者が活動することを大切にし、青少年を尊重して対応する精神が、どの施設にも根付いていた。このような若者を中心に据えた考え方は、後述するボトムアップ型の意見形成に見ることができる。社会全体において、まるで空気を吸うように若者のことは若者が決めるという文化が土壌となることが印象的であった。

(2)「補完性の原理」と青少年支援を行う非営利セクターの構造

上述した理念を基に、オーストリアでは複数の青少年に関わるサービスが行われている。その前に、「フェライン」という言葉を確認したい。フェラインとは、日本語に直訳すると「協会」を意味するドイツ語で、概念としては日本の非営利団体(NPO)に近い性質を持つ団体を指す。その種類はスポーツ、社会福祉、教育、経済、文化、政治など、ジャンルを問わず存在し、オーストリアの社会において、まさに行政や民間だけでは担えない部分をサポートする組織全般を指す。フェラインは1867年に作られた法律で設立に関する要綱、例えばシュターテンとドイツ語で意味するところの「規律」を作ること、設立に必要な人数などが定められた。日本でいう「法人格」が取得でき、法人格のある団体として活動できることがメリットである。フェラインによるサービス提供の背景には、補完性の原理と呼ばれる、欧州における普遍的な概念、民間のNPOが提供可能な仕事を政府や自治体がすべきではなく、政府はNPOを支援すべきという考え方がある。民間が行えないことを補完するのが公的な機関の役割とする考え方であり、非営利セクターと公的機関の役割分担が明確である。

青少年支援を担うフェラインは、その特性から二つに区分される。一つは青少年団体と呼ばれる若者の、若者による有償あるいは無償のボランティアが運営する団体でボーイスカウトや赤十字がこれに当たる。30歳以下の若者によって自発的に組織され、活動に賛同する青少年が組織を企画運営する。前述したスカウト、赤十字以外にも、吹奏楽、コンピューターゲームなどの趣味、政党による団体が存在し、青少年の約3分の1が、何らかの青少年団体に所属している。そもそもオーストリアの学校制度は日本と大きく異なり、10歳以上が所属するギムナジウムでは、午後2～4時には家に帰れる。放課後の使い方について、日本の部活のような感覚で青少年団体に所属し、あくまで自発的な意思で、自身の「やりたい」を叶える団体に所属している。

もう一つは、青少年組織と言われるフェラインだ。青少年組織の運営主体は職業として携わる職員であることが青少年団体との大きな違いであり、給料基準も法律で補償されている。後述するユースセンターや青少年情報センターなどがこれに当たり、青少年が無料で利用できるサービス運営を行っている。ウィーンには全部で26の青少年組織が存在し、財源はウィーンの青少年部門を管轄する部署より支出される。

青少年組織の中でも、その設立経緯に着目すべき組織を紹介したい。ウィーンにおける複数の青少年組織を束ねるウィーン・エクストラは、設立に際して、行政主導の下フェラインとして誕生した。1970年代から80年代前半にかけて多くの青少年組織が誕生する中で、複数の組

織に対し補助金を支出し、運営等の監査が行政として大きな業務負担となっていた。そこで、複数の青少年組織の機能を一つのフェラインに集約し、予算の支出や支援機能を一元化しようと作られたのが、ウィーン・エクストラである。結果、複数の青少年組織機能が集約されることで、ノウハウの蓄積や研修機能が強化され、中間支援組織としての機能をウィーン・エクストラが果たすようになった。

このように、オーストリアでは青少年支援を担うフェラインが存在し、自主的に作られたものもあれば、行政主導で作られるケースも存在する。日本では2003年に指定管理者制度が導入され、いくつかの施設において民間の競争原理を導入しているが、オーストリアではむしろ、運営する青少年組織が行政と明確なパートナーシップを結び、互いの役割を補完している。

(3) 青少年の多様な選択を支える青少年支援

近年の日本の青少年支援は課題を抱えた子供に対するアプローチに傾倒する傾向があるのに対し、オーストリアではRESPECT & FUNに精神に則り、若者の自立を支援するために、国として様々な価値観や選択肢を用意している。青少年に関するあらゆる情報が集約され、多様なニーズに応じた情報発信、啓発活動を行っている青少年情報センター。施設外にいる若者に対してアウトリーチ型のユースワークを展開するモバイルユースワーク及びストリートワーカー。若者就労支援にユースワークの専門性を加えたスペースラボなど、視察した先々で様々な形の青少年支援が行われていた。これらの支援が、総じて「ユースワーク」という言葉で包括され、若者に対する支援が統一された文脈で位置づけられていた。

その中でも若者の参画を支える仕組み、プロジェクトの存在に注目する。欧州全体の取組であるエラスムス・プラスは、子供たちの自発的な活動に対し、活動資金を補助する仕組みで、年間400万ユーロの予算が組まれ、申請が受理された青少年団体には1万ユーロの補助金が支出される制度である。

欧州が金銭面でのサポートを行う背景には、EU、国、州それぞれのレベルで、若者の声が行政に反映される仕組みがある。意見交換したオーストリア連邦若者評議会(BJV)は、オーストリア全土から選出された53の青少年団体からなる評議会であり、青少年の声をEUや国に届ける役割を果たす。若者の声が行政に届くまでには、政治家に若者の声に耳を傾けることの重要性を伝える、若者自身によるロビー活動がある。次世代を担う若者に目を向けてもらうためには、若者自身が声を上げる必要性があるという強いメッセージは、政治に無関心といわれて久しい日本に対する警鐘のように感じた。

また、BJVには評議会の運営を担う12名のメンバーと4名の代表があり、無償で事務局運営に携わるが、活動

資金は国からの補助金による。中間支援組織に対し国が一定の保証を与える姿勢から、国として若者の意見に耳を傾けることに価値を置いていることが分かる。ほかにも州規模で、青少年団体、ユースセンター、政府関係者など、青少年支援に関わる複数の団体が集う青少年協議会の設置が義務付けられており、若者は青少年団体に所属することで意見を届けることができる。このようなボトムアップ型の意見形成は、一定の枠の中での自主性という側面を持ちつつも、若者が参画する機会が提供されていることに大きな価値を感じた。

(4)ユースセンターの社会的機能

オーストリアにおけるユースセンターは、市や町、教会が提供する若者の居場所である。多くの施設が無料で会費を払わず使用でき、卓球台や音楽スタジオ、ボードゲームをはじめとした余暇を過ごすためのツール、友人と過ごすスペースが存在する。オーストリアに数多く存在するユースセンターは、オープンユースワーク協会(BOJA)と呼ばれる連携組織に所属し、他運営団体との交流や、各種研修を受けている。また、若者の支援者としてユースワーカーが存在し、子供たちの成長を支えている。以下に、視察したザルツブルグにある2施設について特徴を挙げる。

YOCOユースセンター

YOCOユースセンターは、14～20歳の青少年を対象にしたユースセンターである。修道院だった施設を改築した施設で、青少年が自由に過ごせる居場所を提供している。特筆すべき設備に、立ち見であれば200人ほど収容できるホールがある。学校のバンド、チャリティーコンサート、劇団練習等で使用されている。視察時に話を聞いた若者は、ホールという自己実現の場のみならず、イベント実施にあたりユースセンターの職員が広報、運営等についてサポートしてくれたことがありがたかったと言っていた。部屋の使い方を一緒に考え、イベントのサポートをする活動は、YOCOの職員が若者に対し日常的に行う支援である。このようなユースワーカーの関わりが、若者が小さな一歩を踏み出すきっかけとなっていることに、改めてユースワークの重要性を感じた。

スペクトラム

ザルツブルグのレーン地区に位置するユースセンター。「子供のためのリビング」であり、毎日約50～70人の利用者が訪れる。6歳～12歳を対象にした部屋と、12歳～20歳を対象にした部屋があり、多様な世代が利用する居場所である。施設の主役は若者である。職員は、若者と共に居場所のルールを作り、若者の声を拾い、イベントを実施する。

ある部屋は、マスキングシートが床に広がり、真新し

いペンキが塗られた壁が広がっていた。「女子部屋」がほしいと提案した利用者と共に、部屋のリノベーションを行っている最中だった。ペンキ塗りの後は、家具の配置や改修が待っている。「何かができ上がるまでがプロセス」「自分たちでやれば自信が付き、責任感も身に付き、それがアイデンティティの確立につながる」という職員の発言がとても心に響いた。積極的に待つ姿勢、若者自身の自発性を尊重する姿勢が表れていた。

ユースセンターは、若者の居場所、他者との関わりの中で自分の位置と将来の方向性を確認できる場である。オーストリアのユースセンターは、他者を通して自分を知り、社会と関わるための準備の場として機能していた。また、指導者として介在するユースワーカーは、一定のゴールを見据えて導くのではなく、青少年そのものを受け止め、寄り添うことを主眼としている。ゆえに「居場所」から生まれるチャレンジ、「ステージ」への取組は、決して子供を参画「させる」ための取組ではない。「居場所」における友人や職員などとの関わりを通し、自身の中で芽生えた思いに寄り添うことで、次のステップへ向けた自発的な挑戦を「促す」ことが、若者の自立を支えるユースセンターの社会的役割といえるのではないだろうか。

(5)ユースワークを担う人材育成の仕組み

ユースワークにおける人材育成の仕組みは、大きく二つある。一つは、ユースワークに関わる体系的な知識を研修等で学ぶこと、もう一つは、青少年団体やユースセンターなどで働く人材育成を担う職員が、後輩職員に対し「RESPECT & FUN」を実践することだ。

前者について、例えば余暇教育学研究所では、ユースワーカーに対する研修を用意していた。研修のテーマは、心理学、法律等多岐にわたり、専門家、大学教授など学術的見地からの助言をもらいながら実施している。また、2年半以上の指導経験がある人を対象にした上級者向け講座もあった。ユースセンターでは、BOJAによる研修・ワークショップも行われている。一方で、ユースワーカーの資格は、各ユースワークによって必要とされるスキルに違いが大きいこともあり、まだ体系的に整理できていないとのことだった。

資格については、派遣期間中、団員とも議論になった。資格があることで、ユースワークに関する社会的認知は大きく広まる。また、体系的な学びを獲得することは、全国的な質の担保にもつながる。しかし、オーストリアで感じたのは、知識的な専門性以上に、現場における非言語的な経験習得によってなされる「RESPECT & FUN」という精神の獲得の重要性である。青少年と関わる経験、あるいは青少年として「RESPECT & FUN」の精神の下、青少年支援を受けてきたという経験が、ユースワークに関わる人材において大切な要素であることは

間違いない。もしも人材育成に伴う資格制度を導入するとなると、現場の実践で培われるであろう「RESPECT & FUN」をどのように組み込むかが課題となる。事実、視察したガールスカウトの大学生リーダーは、幼い頃利用者として活動し、「RESPECT & FUN」の精神を獲得したことが、ユースワーカーとなるきっかけになったと言っていた。現職員がユースワークの想いをいかに伝えられるかが、人材の裾野を広げる上でも重要である。

4. 得た学びをどういかにするか？

(1) 青少年が自由に過ごせる居場所、チャレンジを促す種にあふれたユースセンター作り

日本の実践も、オーストリアと似たケースが多いと感じた。その上で学びをいかすとするれば、青少年のためではなく、青少年と一緒にプログラムを実施する姿勢を持って「RESPECT & FUN」をより深く実践したい。特に大切にしたいのが、「RESPECT」の部分である。そのチャレンジは青少年の「ために」大人が関わっているのか、青少年と「一緒に」大人が関わっているのか。青少年を中心に据えた判断、そして根気強く待つ姿勢を軸として持ちながら、若者の居場所を創っていく。そのために自分自身が広告塔として、居場所の価値、ユースワークの価値を発信していきたい。

(2) 職員に対しても「RESPECT & FUN」の精神を忘れないマネジメント層の育成

青少年支援を担う人材に「RESPECT & FUN」の精神を伝えることを積極的に行っていきたい。人材育成を担う職員が後進の職員を尊重し、関心を大切にしながら、挑戦する機会を用意する必要がある。職員の成長を情報のインプットに偏らせるのではなく、現場でのチャレンジ、アウトプットを重視する必要性を感じた。アウトプットは、他者へ発信する過程で、考え、現在値を整理することにつながる。この視点は特に大学生ボランティアのマネジメントに応用していきたい。

(3) ネットワーク構築に向けて

BOJAの事例のように、連携することで生まれるメリットとして、知識の蓄積、相互補完が可能になることが挙げられる。課題は、行政や国にどのようにその価値を認めてもらうかである。現場を知る非営利セクターが感じる必要性を一方的に伝えるだけでは、おそらく意見は通らない。行政が大切にしていることも踏まえながら、非営利セクター側がタイミングを見計らって行政側にアドボカシーしていくという視点を持ちたい。また、内からだけではなく、外からのアプローチとして、積極的にメディアを活用するなどのアクションを検討したい。

5. おわりに

訪問先で利用者と一緒に遊ぶタイミングがあった。卓球にゲーム、ビリヤード。関わった若者たちは、普段関わっている日本の若者たちにどこか似ていて、懐かしい気持ちになった。国が違えば文化も言葉も違うけれど、そこに集う若者は変わらない。そんな思いに至った時、改めてユースワークという共通概念の下、日本の良さをいかすような視点も取り入れ、素敵な青少年の拠点を作りたいと決意を新たにしたい。

最後に、素晴らしい機会を与えてくださった内閣府の皆様、(一財)青少年国際交流推進センターの皆様をはじめ、実施に関わってくださった多くの方々にお礼申し上げますと共に、惜しみなく支援して下さった日本青年国際交流機構(IYEO)の皆様、派遣プログラム参加について、心強く背中を押してくれた職場の仲間たち、温かく迎えてくださった視察先の皆様、心温まるおもてなしをくださったホストファミリーのモニカ、期間中お世話になった赤木団長、共に悩み、考え、時に生みの苦しみを味わいながら、ゴールに向けて力を合わせ、喜びを分かち合った仲間たちに深く感謝する。